

国際法務に係る日本企業支援等に関する
関係省庁等連絡会議（第8回）

議 事 次 第

日 時 平成30年6月5日（火）午後2時～

場 所 法務省第一会議室（20階）

1 開会

2 日本企業の海外展開を法的側面から支援するための関係省
庁等の施策に関する情報共有

- 昨年度の施策実施状況及び本年度以降の施策への取組
- 意見交換

3 次回以降の予定，閉会

国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議（第8回）

資 料 目 録

- 資料1 国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議の開催について（案）
- 資料2 経済産業省（通商政策局）資料
- 資料3 特許庁資料
- 資料4 外務省（経済局）資料
- 資料5 法務省（法務総合研究所）資料
- 資料6 法務省（大臣官房司法法制部）資料
- 資料7 法務省（大臣官房国際課）資料
- 資料8 法務省（訟務局）資料
- 資料9 経済産業省（経済産業政策局）資料
- 資料10 日本弁護士連合会資料

国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議の開催について

平成 26 年 7 月 15 日
関係省庁等申合せ
平成 27 年 6 月 12 日
一 部 改 正
平成 29 年 10 月 27 日
一 部 改 正
平成 30 年 6 月 5 日
一 部 改 正

1. 日本企業等が海外において直面する法的側面を含む各種問題への対応支援等に係る施策を一体的、戦略的に推進するため、国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係府省庁その他関係者の出席を求めることができる。

議 長 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）

構成員 法務省大臣官房国際課長
法務省大臣官房司法法制部司法法制課長
法務省大臣官房参事官（訟務担当）
法務総合研究所国際協力部副部長
外務省経済局政策課長
外務省国際協力局地球規模課題総括課長
経済産業省通商政策局総務課長
特許庁企画調査課長
特許庁審判課長

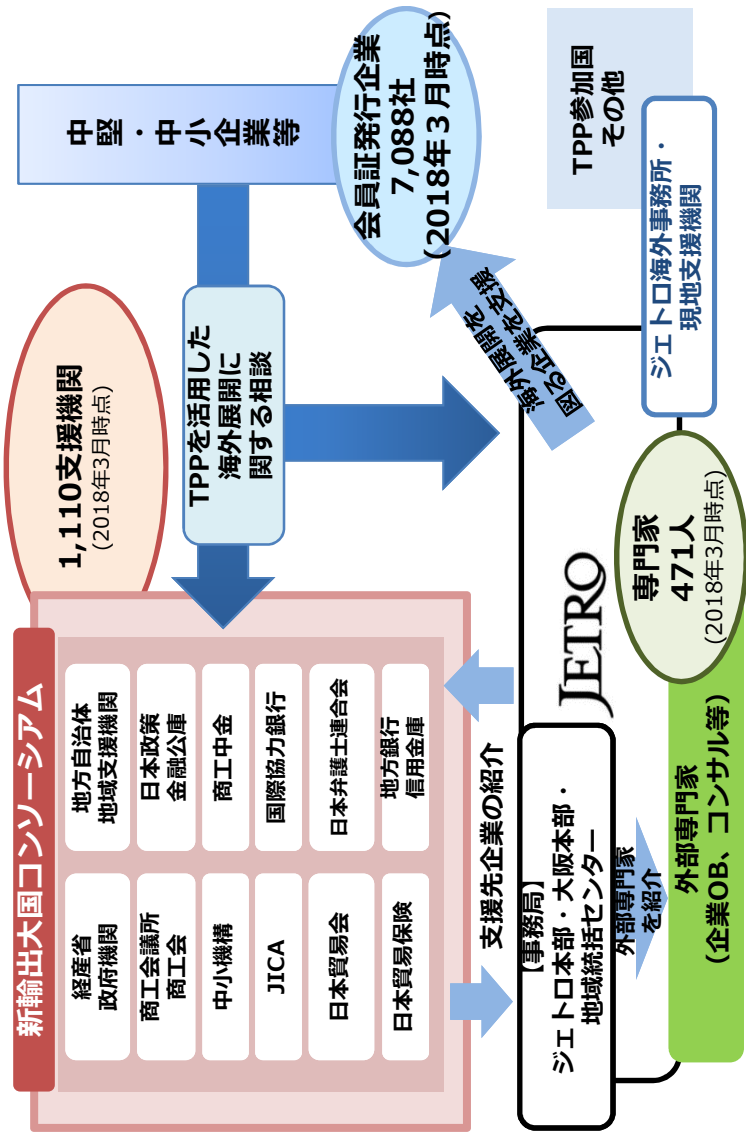
オブザーバー 独立行政法人日本貿易振興機構ビジネス展開支援部長
独立行政法人国際協力機構産業開発・公共政策部次長
最高裁判所事務総局総務局第一課長
日本弁護士連合会

3. 連絡会議の庶務は、関係省庁等の協力を得て、法務省において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

新輸出大国コンソーシアム

- 平成28年2月に「新輸出大国コンソーシアム」を設立。JETROを中心に多様な支援機関が参加。海外ビジネスに精通した専門家が個々の企業の担当となり、中堅・中小企業に対し、海外事業計画の策定、現地での商談や海外店舗の立上げなどをきめ細かく支援。
- これまでに、471人の専門家（うち法務専門家34人）が、全国7,088社（2018年3月時点）に支援。

支援スキーム



対象企業の取り扱い品目・業種

農産品：1124社(15.9%)
 水産品：204社(2.9%)
 工業品：2944社(41.5%)
 小売業：548社(7.7%)
 卸売業：996社(14.1%)
 その他サービス：1272社(17.9%)

【お問い合わせ】

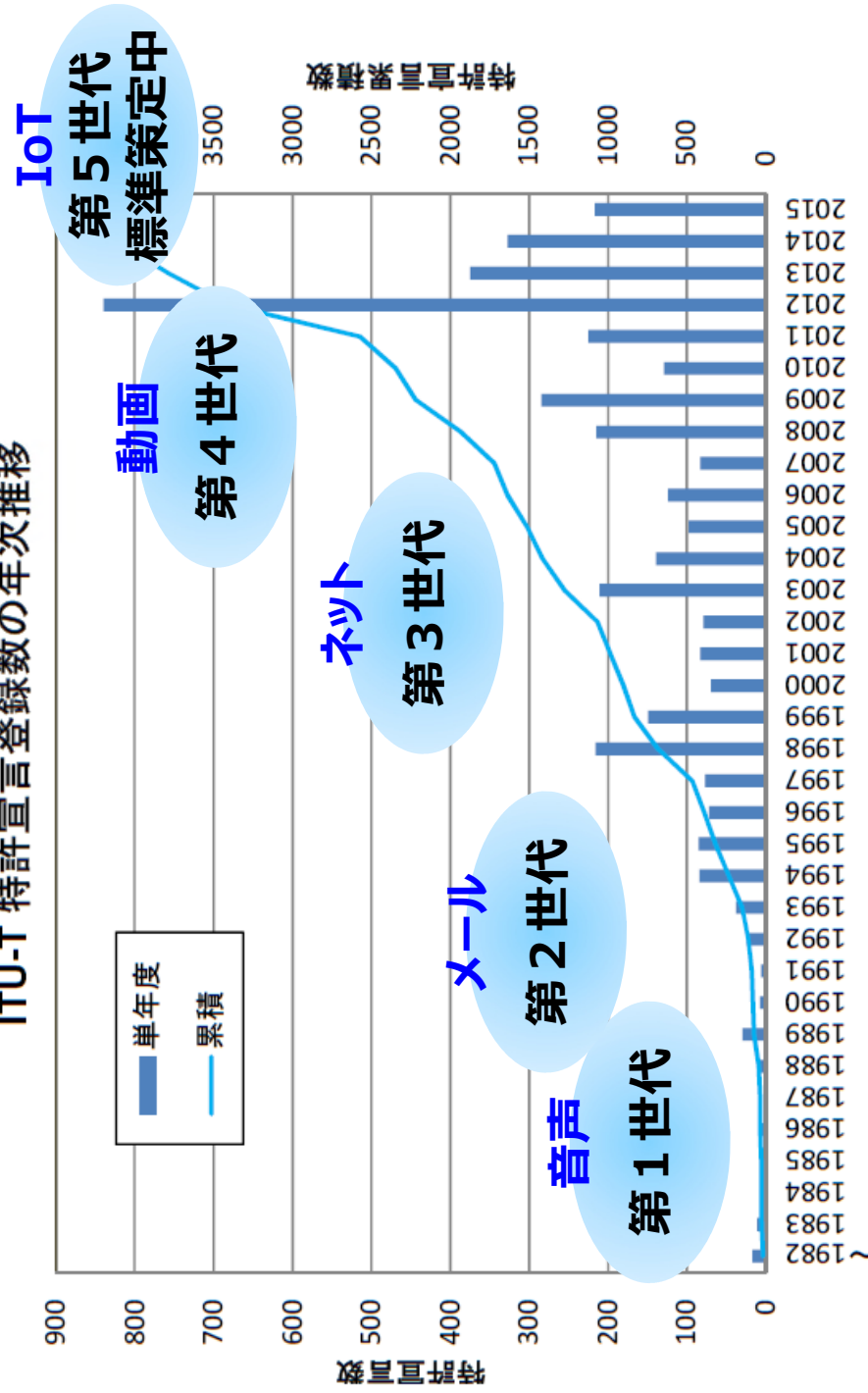
サポートホットライン
 0120-95-3375
 (平日9:00~18:00)
www.jetro.go.jp/consortium/

1. 1. 「標準必須特許」の増加

- IoTの普及に伴い、多様な機器をインターネットに接続する標準技術（※）の特許（標準必須特許）が増加。

（※）画像の圧縮技術、データ送受信における信号の発信技術等。

ITU-T 特許宣言登録数の年次推移



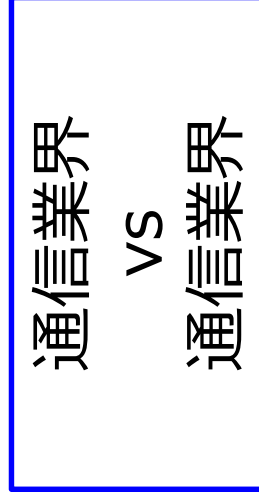
（出典）第20回特許制度小委員会 資料3「第四次産業革命を視野に入れた新たなADR制度の検討」に基づいて特許庁作成

1. 2. IoT時代のライセンス交渉の課題

- これまででは、通信業界同士のライセンス交渉であり、クロスライセンスによる解決が可能。
- IoTでは、異業種間の交渉となり、クロスライセンスが困難。
- 通信業界以外の事業者には、標準必須特許の価値や内容（本当に標準にとって必須なのか（「標準必須性」）等）の評価が困難。

これまで

IT業界同士の紛争



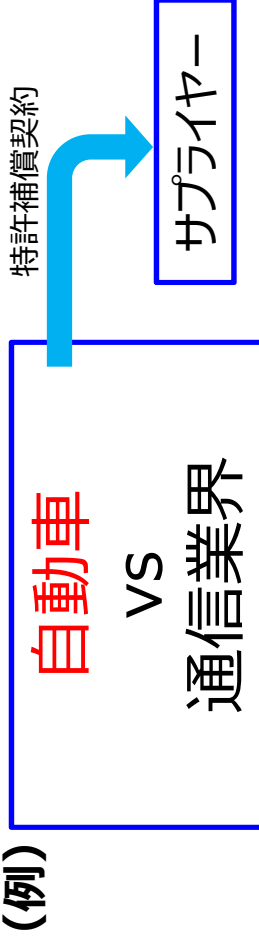
可能

概ね一致

当事者は評価容易

IoT時代

異業種間の紛争



クロスライセンスによる解決

困難

大きく異なる

「標準必須性」の判断

当事者は評価困難

1. 3. 標準必須特許の交渉に関する手続き

I. 手続きの目的

- 現段階における内外の裁判例や実務の動向等を踏まえ、標準必須特許（SEP）のライセンス交渉に入るに当たって踏まえるべき基礎的な情報を整理。
 - どう行動すれば「誠実な交渉態度」と認められ、実施者は差止めを回避し、特許権者は適切な対価を得られやすいかについて、中小企業に対しても分かりやすく整理。
 - 法的拘束力を持つものではない。

II. ライセンス交渉の進め方

- A. 誠実性
 - 各交渉段階で特許権者と実施者のそれぞれがとるべき対応
 - 不誠実な行為の具体例
- B. 効率性
 - ライセンス交渉の効率性に係る考慮要素
 - サプライチェーンの中で誰がライセンス契約の締結主体となるべきか

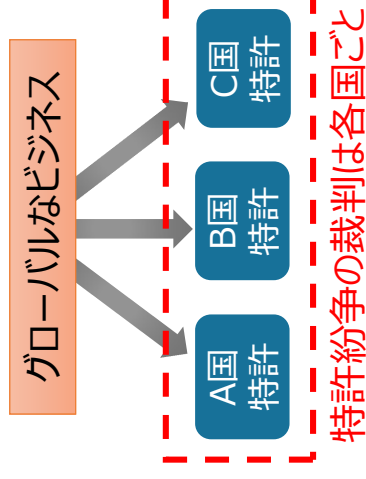
III. ロイヤルティの算定方法

- A. 合理的なロイヤルティ
 - 算定の基礎をどのように決定すべきか
 - 料率をどのように決定すべきか
- B. 非差別的なロイヤルティ
 - 使用に応じてライセンスの料率や額を変えることは差別的か(use-based license)
- C. その他の考慮要素
 - ロイヤルティの支払い方法

2. 1. 標準必須特許をめぐる紛争と仲裁

現状・課題

- 国際規格の実施に必要な標準必須特許 (SEP) をめぐる紛争は、規格を採用する多数国で同時に発生。
- この紛争を各国の裁判で争うと、各国で結果の相違が生じるリスクがあり、紛争解決までに長期間を要する等のデメリットがある。



仲裁のメリット

- ADRは、各国における多数の権利をめぐる紛争を一括的に解決可能。
- 特に仲裁については、ニューヨーク条約によって国際的な強制執行が可能であり、国際的に紛争の迅速かつ実効的な解決が見込める。

2. 2. 模擬国際仲裁

模擬国際仲裁

● 模擬国際仲裁：6月29日@東京大学 安田講堂

- SEPをめぐる紛争を国際仲裁で解決するという可能性と、知財紛争解決の分野で著名な仲裁人がその手続を東京で行うという選択肢を示すため、模擬国際仲裁を東京で開催する。
- 各国の知財紛争解決の第一人者を仲裁人として迎え、5G（第5世代移動通信システム）時代を想定した模擬国際仲裁を実演することにより、国際仲裁がSEPをめぐる紛争をどのように解決し得るのか、といった点を具体的に示す。

模擬仲裁人

Randall R. Rader	元米国連邦巡回控訴裁判所 首席判事	Klaus Bacher	ドイツ連邦通常裁判所第10民事部 部総括代理判事
Robin Jacob	元英国控訴院 判事	Seong-Soo Park	元韓国水原地方法院 部長判事
設楽 隆一	元知的財産高等裁判所 所長	Xiuping Ou	元中国広東省高裁 副院長

3. 国際知財司法シンポジウム

- 知財司法分野における各国間の相互理解の促進、我が国ユーザー等への情報提供のため、司法関係者をはじめとする関係機関・団体と連携して国際シンポジウム等を開催。
- 昨年度は、「国際知財司法シンポジウム2017」を共催。弁護士・弁理士・産業界等の知財関係者のべ約1,300人が参加。
- 今年度は、日米欧の知財司法関係者を集めて「国際知財司法シンポジウム2018」を開催予定。



国際知財司法シンポジウム2017
(3日目集合写真)

国際知財司法シンポジウム2018

日程	2018年10月31日(水)～11月1日(木)
登壇者	日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの裁判官及び弁護士、日本特許庁、米国特許商標庁、欧州特許庁の審判官等
言語	日本語、英語(日英同時通訳)
場所	弁護士会館 講堂「クレオ」 東京都千代田区霞が関1丁目1番3号
主催者	最高裁判所、知的財産高等裁判所、法務省、特許庁、 日本弁護士連合会、弁護士知財ネット

在外公館における弁護士を活用した企業支援

日本企業の活動を法的側面から支援するため、在外公館において、日本の弁護士等に委託して、日本企業に対する法的問題に関するアドバイスを、現地の法令、法制度等についての調査・情報提供等の業務を実施している。実施対象公館は、進出している中小企業が多く、ニーズがある地域の公館の中から選定している。

委託内容(例)(現地法規制に反しない範囲で実施)

- 日本企業を対象とした無料法律相談会及びセミナーを在外公館等で定期的に実施
- 現地の法令・法制度やその運用に関して調査し、在外公館に対し報告書を提出(報告書は在外公館による個々の企業支援や、セミナー等に活用)
- 在外公館が現地政府と交渉する際のコンサルティング(事案の分析・整理等)

【平成29年度実施公館】11カ国15公館

- インドネシア (在インドネシア大使館・在スラババ総領事館・在デンパサール総領事館)
- 中国 (在中国大使館・在青島総領事館)
- ミャンマー (在ミャンマー大使館)
- モンゴル (在モンゴル大使館)
- タイ (在タイ大使館・在チェンマイ総領事館)
- フィリピン (在フィリピン大使館)
- ケニア (在ケニア大使館),
- タンザニア (在タンザニア大使館)
- エジプト (在エジプト大使館)
- モーリタニア (在モーリタニア)
- ロシア (在ロシア大使館)

(金字:30年度継続なし)

【平成30年度実施予定公館】11カ国18公館

- インドネシア (在インドネシア大使館・在スラババ総領事館・在デンパサール総領事館)
- 中国 (在中国大使館・在青島総領事館・在上海総領事館・在広州総領事館)
- ミャンマー (在ミャンマー大使館)
- モンゴル (在モンゴル大使館)
- タイ (在タイ大使館・在チェンマイ総領事館)
- フィリピン (在フィリピン大使館)
- ケニア (在ケニア大使館),
- タンザニア (在タンザニア大使館)
- ナイジェリア (在ナイジェリア大使館)
- アラブ首長国連邦 (在アラブ首長国連邦大使館・在ドバイ総領事館)
- イラン (在イラン大使館) (赤字:新規)

平成29年度法律制度整備支援事業実施状況

◎ 事業の概要

- ・域内格差是正のためのメコン諸国に対する現地セミナー等（ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー）
- ・知財分野を始めとするビジネス関係法令整備のための現地セミナー、招へいによる共同研究等（インドネシア、ミャンマー等）

◎ ASEAN諸国等に対する法律制度整備支援の主な取組

ベトナム社会主義共和国

【現在の取組】JICA「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」
・法令相互の不整合の抑制・是正、法令の適切な理解と統一的な運用・適用の実現、民事紛争解決に資する法令の起草支援など

【実施内容】

- ・本邦研修：判例制度等（5月，裁判所），不良債権処理・登記等（7月，首相府），民事判決執行等（11月，司法省）
- ・現地調査，現地セミナー：財産登記制度（4月），判例制度（9月）
家庭裁判所制度（10月），和解・調停制度（H30年3月）

ラオス人民民主共和国

【現在の取組】JICA「法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2」

- ・民法起草，ハンドブック作成，人材育成支援など

【実施内容】

- ・本邦研修：民事経済法（8月），教育・研修改善（12月），民法（3月）
- ・現地セミナー：教育研修・改善（6月），刑事法（H30年2月）等

カンボジア王国

【現在の取組】JICA「民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト」

- ・不動産登記法起草，書式例作成，判決書公開など

【実施内容】

- ・現地セミナー：契約（8月），遺産分割（H30年1月），離婚・夫婦共有財産制・訴えの種類（H30年3月）

インドネシア共和国

【現在の取組】JICA「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」

- ・法的整合性向上，知財保護体制強化など

【実施内容】

- ・本邦研修：知財制度強化，法的整合性向上（7月，11月，H30，2月）
- ・現地セミナー：法的整合性向上（6月），知財制度（H30年1月）

ミャンマー連邦共和国

【現在の取組】JICA「ミャンマー法整備支援プロジェクト」

- ・知財裁判制度，民事調停制度構築支援，人材育成支援

【実施内容】

- ・本邦研修：経済関連法（6月），知財関連法（11月），証拠法及び科学的証拠（H30年3月）
- ・招へいによる共同研究：不動産制度共同研究（8月）
- ・現地セミナー：知財裁判制度（8月，10月，H30年2月），和解・調停制度（4月，H30年3月）

バングラデシュ人民共和国

【現在の取組】JICA国別研修

- ・司法機関職員的能力向上等

【実施内容】

- ・本邦研修：訴訟外紛争解決手続（ADR）等（12月）



ミャンマー知的財産関係活動

実施日	種類	場所	概要	対象者	人数	備考
H29.8.21～25	現地セミナー	ミャンマー	アドバイザーグループ(AG)の有識者を招き、知財関係の教科書(新任裁判官向け/知財事件担当裁判官向け)作成に向けた議論、知的財産法案が成立した後、知財関係紛争を取り扱う裁判所において解決しなければならない課題等について議論。	連邦最高裁判所職員	約20名	AGは、弁護士(元的財産高等裁判所裁判官)、大学教授、弁護士(大手渉外事務所)、特許庁職員、文化庁職員、法務省職員をメンバーとして結成。
H29.10.19～20	現地セミナー	ミャンマー	AGの有識者を招き、知財関係の教科書(新任裁判官向け/知財事件担当裁判官向け)作成、模擬事例を用いて実際に裁判をする際に留意すべき点等について議論。	連邦最高裁判所職員	約20名	
H29.10.29～11.11	本邦研修	東京 横浜	同時期に最高裁、知財高裁、特許庁、日弁連、弁護士知財ネットと共催により行われた国際知財司法シンポジウム(J-SIP)2017の傍聴、知財高裁訪問・意見交換等を通じて、日本及びアジア諸国における知財紛争解決システムを概観。商標権侵害事案等を通じた講義により知財紛争実務上の論点につき議論。税関における模倣品水際対策の現状や民間企業の知財戦略などについて知見を提供。	連邦最高裁判所職員、連邦法務長官府職員、連邦議会議員、教育省職員	15名	
H30.2.21～23	現地セミナー	ミャンマー	AGの有識者を招き、TRIPS協定の内容及びそれぞれにより要求される国際水準、権利侵害に対する事前差止制度及びその運用など、知的財産法制定後に必要となる最高裁規則の制定に向けた課題について議論。	連邦最高裁判所職員、連邦法務長官府職員、連邦議会議員、議事秘書、教育省職員、警察職員、税関職員	約50名	



インドネシア知的財産関係活動

実施日	種類	場所	概要	対象者	人数	備考
H29.6.5～6.9	現地セミナー	インドネシア	京都大学大石眞名誉教授等を講師に招き、日本の立法過程や法律と条例の関係に関する講義を実施。	法務人権省法規総局職員	約50名	
H29.7.25～8.4	本邦研修	東京・大阪	衆議院法制局、文化庁、早稲田大学、大阪市等への訪問(関係者からの講義・説明)	法務人権省法規総局・同省知財総局職員等	14名	
H29.11.24～12.1	本邦研修	東京	内閣法制局、筑波大学大学院、法律事務所等への訪問(関係者からの講義・説明)	法務人権省法規総局職員等	17名	
H30.1.22	ショートコース	インドネシア	知財概要、知財に関連する刑事事件の概要、商標権及び意匠権等に関する講義を実施。	裁判所職員	約30名	
H30.2.12～24	本邦研修	東京	AGの有識者等による講義のほか、知財高裁、東京地裁知的財産権部、税関等への訪問を実施。	裁判所職員	14名	

平成30年度法制度整備支援事業実施予定

◎ 事業の概要

- ・域内格差是正のためのメコン諸国に対する現地セミナー等（ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー）
- ・知財分野を始めとするビジネス関係法令整備のための現地セミナー、招へいによる共同研究等（インドネシア、ミャンマー等）

◎ ASEAN諸国等に対する法制度整備支援の主な取組

ベトナム 社会主義共和国



【今年度の実施予定】

- ・司法省、裁判所等を対象とする人材育成、制度整備に関する本邦研修、現地セミナー等を引き続き実施する。
- ・特に、司法省は、社会主義的市場経済の整備に向けた財産権保護、契約並びに裁判外民事紛争解決措置の整備及び財産登記制度の整備等を推進する予定であることから、これらに関する現地調査等を実施する。

ラオス 人民民主共和国



【今年度の実施予定】

- ・新民法制定、捜査段階Q&A集改訂版の普及、法曹養成・人材育成などをテーマにした本邦研修、現地セミナー等を引き続き実施する。

カンボジア 王国



【今年度の実施予定】

- ・不動産登記法等民事関連法令の起草、民事法の運用に必要な書式例等の作成、判決書公開等に向けて、現地セミナー等を引き続き実施する。

インドネシア 共和国



【今年度の実施予定】

- ・法務人権省や裁判所等を対象とする法的整合性向上、知財保護体制強化などに関する本邦研修、現地セミナー等を引き続き実施する。

ミャンマー 連邦共和国



【今年度の実施予定】

- ・連邦法務長官府や連邦最高裁判所等を対象とする人材育成、法案起草・審査支援に関する本邦研修、現地セミナー等を引き続き実施する。
- ・特に、今年度中に知的財産関連法の成立が見込まれるところ、知財紛争を扱う裁判所における実務的課題（仮差止めや損害賠償請求等）をテーマとする現地セミナー等を引き続き実施する。
- ・また、民事調停制度の試験的導入に向けた法令起草及び運用支援のため、の現地セミナー等を引き続き実施する。

バングラデシュ 人民共和国



【今年度の実施予定】

- ・司法機関職員の能力向上等に向けて、現地セミナー及び本邦研修を実施する。

日本の法曹有資格者による日本企業（特に中小企業）の支援の方策等を検討するための調査研究

問題点・現状

- 日本企業の海外展開はグローバル化に伴い増加傾向
→ 特にアジア新興国を中心に法制度や運用の不備がビジネスリスクに。

「経済財政運営と改革の基本方針2017」においても**法曹等専門家の海外派遣等による企業への法的側面支援を行う**とされている。

日本企業が直面する法的リスクの実情等を把握する必要性

調査委託の方法等

- 法曹有資格者を、日本企業が多く進出し、または今後の進出が見込まれるアジア新興国に派遣
平成30年度は、マレーシアにおける調査を実施するとともに、既に調査が終了しているフィリピンについても、調査結果をアップデートするための調査を実施。

※平成29年度は2か国（ミャンマー、インド）における調査を実施し、既に調査が終了している3か国（シンガポール、タイ、インドネシア）の調査結果をアップデートするための調査を実施。

○現地における調査方法

- 現地法令等の文献調査，現地当局からのヒアリング
- JETRO等の現地関係機関からのヒアリング，現地日本企業へのヒアリング・アンケート・セミナー等の実施

調査結果を公開し、日本企業と情報共有を進める

効果

日本企業（特に中小企業）

- 直面しやすい法的問題の実態
- 法的問題に対する対応の在り方
- 現地関係機関との連携
等の情報を共有。事業展開の足がかりに。

現地での活躍を目指す法曹有資格者

- 現地法制度やその運用上の留意点
- 現地における日本の法曹有資格者の活動規制
- 日本企業による法的支援のニーズの実情
等の情報を共有。海外展開のきっかけに。

日本の法制度の情報発信に関する政府の取組み(法令外国語訳)について

「グローバル化する世界で、我が国の法令が容易かつ正確に理解されることは極めて重要であり、そのためには、我が国の法令が外国語に適切に翻訳され、その翻訳を容易に利用し得ることが必要不可欠である。」(「最終報告」平成18年3月23日法令外国語訳・実施推進検討会議)

法令外国語訳の仕組み

③ 関係各省庁

法務省の品質検査を受けて、法令翻訳を完成、法務省に提出

⇒ 法務省は専用のホームページで公開

法令外国語訳推進会議
検査の結果を基に、
標準対訳辞書を改善

② 法務省

各省庁から提出を受けた翻訳原案を、公開に耐えうる品質の確保という観点から、標準対訳辞書の活用、ネイティブチェック等による検査

① 関係各省庁

関係省庁連絡会議によって決定された翻訳計画に基づき、所管法令につき、翻訳原案を作成

法令外国語訳の現状

専用ホームページにおいて、

公開している法令数：**643法令**

アクセス状況：一日平均**100,000件**

⇒ 世界86以上の国や地域からアクセスあり

アクセスの多い上位10法令(過去一年)

1	会社法(第一編第二編第三編第四編)
2	資産の流動化に関する法律施行規則
3	金融商品取引法
4	特許法
5	民法(第一編第二編第三編)
6	会社法施行規則
7	金融商品取引業等に関する内閣府令
8	刑法
9	会社法(第五編第六編第七編第八編)
10	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

※ データはいずれも平成30年4月末現在

経済財政運営と改革の基本方針2017(骨太の方針)

(H29.6.9 閣議決定)

- 成長戦略の加速等
 - 対日直接投資の促進
- 日本法令の外国語訳を引き続き推進する。**

未来投資戦略2017
(H29.6.9 閣議決定)

- 中短期工程表「海外の成長市場の取り込み」
 - 対内直接投資の促進体制強化
- 対日直接投資推進会議において…**日本法令の外国語訳拡充の促進**等を内容とする「政策パッケージ」を決定。「政策パッケージ」に定められた各施策について、担当するそれぞれの省庁が速やかにかつ着実に実施

インフラシステム輸出戦略(平成29年度改訂版)

(H29.5.29 経協インフラ戦略会議決定)

- 企業のグローバル競争力強化に向けた官民連携の推進
 - インフラ海外展開のための法制度等ビジネス環境整備
- 我が国の**ビジネス関係法令の高品質な英訳を迅速に作成**し、これを法制度整備支援を展開する際に相手国ニーズに応じて提供するほか、このような英訳を海外に発信することを通じ…我が国企業が国際競争力を強化する前提となる情報基盤を整備

知的財産推進計画2017

(H29.5.16 知的財産戦略本部決定)

- 知財システム基盤の整備
 - 知財紛争処理に関する情報公開・海外発信
- 我が国の知財関係等の法令の透明性を高め、我が国の企業が知的財産を武器に国際的な事業活動を円滑に行えるビジネス環境を整備するため、二一ズも踏まえつつ、我が国の**知財関係等の法令の高品質な英訳の迅速な作成・公開を推進し、海外発信**する。

グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ

(H28.5.20 対日直接投資推進会議決定)

- 外国企業進出の障害となっている課題の解決方策
 - 日本法令の外国語訳の拡充
- 政省令、告示、通達等を含めた法令について、高品質を維持するためのチェック体制を構築しつつ、**2020年度までに新たに500以上の法令の外国語訳を公開**することを旨とする。

国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策

1 国際仲裁の活性化の意義・目的及び我が国の現状

- (1) 国際仲裁とは、国際的な取引等を巡る紛争の解決について、当事者が選任した第三者（仲裁人）の判断に委ねる紛争解決制度であり、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」により大多数の国において外国での仲裁判断の執行が可能であること、仲裁手続や判断が非公開であること、司法の廉潔性に懸念のある国の司法制度の利用を回避することが可能となることといった、裁判では実現できない大きなメリットを有しており、グローバル化が進む社会における国際的な紛争を解決する手段として、その有用性が増してきている。

国際仲裁の件数は世界的に増加し、国際仲裁の活性化に積極的に取り組んでいるアジアの諸外国においても、例えばシンガポールのS I A Cにおいては新規取扱件数が直近10年間で4倍近くとなるなど、取扱件数が増加している。

- (2) しかしながら、我が国内における国際仲裁の取扱件数は、依然として低調に推移している。その原因としては、国内の企業等における国際仲裁の意義・有用性等に関する理解が十分ではないこと、国際仲裁に精通した人材の不足、世界的に著名な仲裁機関や仲裁専門施設の不存在、海外へのマーケティング不足等といった点が指摘されている。
- (3) 我が国において、国際的な紛争の解決手段としてグローバルスタンダードとなっている国際仲裁を活性化することは、国益に資するものであり、大きな意義を有する。

すなわち、①日本国内企業による国際仲裁の利用が活性化することにより、日本国内における国際仲裁を利用した紛争解決というオプションが増え、海外企業等との契約交渉の段階から、将来、紛争となった場合の解決策の一つとして国際仲裁の利用を念頭に置いて交渉に臨むことが可能となるとともに、実際に海外進出した日本企業が国際紛争に巻き込まれた場合においても、仲裁を選択肢の一つとして法的紛争に的確に対処することが可能となる。このように、国際仲裁の活性化は、企業において契約の交渉段階から紛争に発展する可能性をも見据えて対処し、海外進出に伴う法的・経済的リスクを低減させ日本企業の海外展開を促進するための環境整備に資する重要な取組である。

また、②外国の当事者同士による国際仲裁、いわゆる第三国仲裁の我が国での実施が活性化することにより、我が国が国際仲裁センターとして国際的に認知されることとなり、司法分野における我が国の国際的プレゼンスが高まる。また、外国から当事者、当事者代理人、仲裁人、証

人等多数の関係者が日本を訪れ、相当期間にわたって滞在することによる経済効果も見込まれる。

そして、双方のアプローチにより日本国内の国際仲裁が活性化することにより、日本の国際紛争解決のためのインフラ整備に対する国際的信用性が高まり、海外から幅広く投資を呼び込み、我が国の経済成長にも貢献し得ると考えられる。

- (4) もっとも、国際仲裁は民間を主体とする紛争解決手続であり、仲裁判断の中立性・公平性を阻害することのないよう、国際仲裁の活性化のための基盤整備に当たっても、民間の主体的な取組みを踏まえて、効果的な官民連携の在り方を模索していく必要がある。
- (5) アジア諸国（シンガポール、香港、韓国、マレーシア等）が国際紛争解決のハブ化を目指して政府又は地方自治体が振興策を投入し、利用件数増加の成果を挙げていることを踏まえれば、我が国においても、国際的な紛争解決のアジアにおける中核と位置付けられることも視野に入れ、政府として、国際仲裁の活性化のための総合的な基盤整備を早急に進める必要がある。

2 基盤整備に関する取組

- (1) 関係省庁及び関係諸機関における国際仲裁の各種情報、情勢及びトレンドの把握
 - ① 各省庁及び各機関が把握している最新の国際仲裁に関する情報の集約【法、外、スポ庁、経産、国交】
 - ② 海外の仲裁実施機関の手続、運営状況についての調査及び研究【法、外、スポ庁、経産、国交】
 - ③ 国際仲裁の活性化に向けた民間との情報共有の在り方の検討【法、外、スポ庁、経産、国交】
- (2) 人材育成
 - ① 国際仲裁を熟知した人材の育成
 - ア 各国の国際仲裁人材の育成状況の調査及び研究
 - イ 国内外で開催される外国仲裁機関による国際仲裁に関するセミナー、シンポジウム等への積極的参加、パリの ICC、シンガポールの SIAC、米国の AAA、ロンドンの LCIA 及び香港の HKIAC あるいはスポーツ仲裁裁判所（CAS）等といった海外の著名な仲裁実施機関ないし国際仲裁専門チームを擁する海外の法律事務所への法曹実務家及び個々の業界で実務経験を有する専門家等の政府等による派遣（実習型の調査研究を目的とする長期派遣を含む。）を、関係する仲裁実施機関ないし団体を含め官民連携して検討。官民連携の下で国際仲裁の活性化を

目指すにあたり、仲裁実施機関の独立性を確保する観点から、政府の関与の在り方について、各国の動向を調査研究する。【法、スポ庁、経産、国交】

ウ 国際仲裁に対応できる人材の一層の拡充に向けて、大学、法科大学院及び将来的には我が国の仲裁実施機関等における国際仲裁を含む国際紛争解決に関する教育を実施するための方法（派遣の成果に基づく学生、企業への教育の在り方、国際仲裁教育の担い手となり得る海外の実務家の招聘等を含む。）について検討を開始する。（なお、英語で仲裁を執り行える人材の育成という観点も重要）【法、スポ庁、経産、国交】

② 事務局スタッフ・周辺人材の育成

国際仲裁の活性化には、仲裁人・仲裁代理人のみならず、仲裁機関事務局のスタッフを始めとする周辺人材の育成も求められる。この点にかかる具体的な施策として、以下のものが考えられる。

- ・ 各仲裁実施機関がそれぞれ実施している人材育成プログラム等を踏まえ、各実施機関の連携や、海外の仲裁実施機関との連携も含め、効果的かつ迅速な人材育成の在り方について検討し、情報を共有【法、スポ庁、経産、国交】
- ・ 海外の仲裁実施機関への人材の派遣、海外の教育者の招聘等、【法、スポ庁、経産、国交】

③ 専門分野の知見を有する仲裁人材の育成等

我が国においても様々な分野の紛争対応ニーズが想定されることを踏まえ、求められる専門分野を検討・抽出し、当該専門分野の仲裁活性化を図るための人材育成等の方策を検討【法、知財、スポ庁、経産、国交】

(3) 関連法制度の見直しの要否の検討

契約当事者が仲裁地を選択する際、その国の法制度の在り方は重大な関心事であり、最新の国際水準に見合った法制度を備えていることは国際仲裁活性化の重要な要素となる。

こうした観点から、見直しの要否を検討すべき法制度としては次のものが考えられる。

- ・ 我が国の仲裁法は、国際商事仲裁モデル法に準拠して平成15年に整備されたものであり、その内容は国際的な動向に照らして遜色のないものと評価し得るものであるが、モデル法が平成18年に一部改正されていることを踏まえ、諸外国の法制を調査研究するなどして、その見直しの要否を検討【法】。
- ・ 国際・国内を問わずワンストップで仲裁に関与することができる、

日本弁護士と外国法事務弁護士の共同法人の設立を可能とする制度の速やかな実現に向けた検討

- ・ 外国法事務弁護士等の仲裁の関与については、現行の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法上、一定の場合に国際仲裁事件の仲裁代理が認められているところであるが、実務の更なる実態把握や諸外国の法制を調査研究するなどして、外国法事務弁護士等の仲裁に関与し得る範囲の更なる明確化やその見直しの要否を検討【法】

(4) 施設の整備

仲裁施設整備は、仲裁の実務に携わる仲裁実施機関や仲裁人等の実務家を中心とした民間を主体として取り組むべきものであるところ、そうした民間における取組を踏まえ、政府としての支援の在り方を検討する。

- ・ 国際仲裁活性化のエンジンとなりうるような人材育成、広報、意識啓発等の拠点を形作る。その一つとして、民間主体で一般社団法人日本国際紛争解決センターが設立されたことに着目し、大阪中之島合同庁舎を活用した取組をパイロットプロジェクトとして進める【法】
- ・ 施設整備に関する諸外国の取組と効果について調査・分析を行う【法、外、スポ庁、経産、国交】
- ・ 国際仲裁の活性化に向けて活用しうる会議室等の既存施設の有効活用の可能性について、関係自治体等と協力・連携の上、検討を進めるとともに、都市計画決定権者であるオブザーバー団体に対し、都市再生特別地区による都市計画制度等を活用した施設整備の検討を要請する【法、外、スポ庁、経産、国交】
- ・ 上記の人材育成、広報、意識啓発等のパイロットプロジェクトについて、施設の活用状況、同センターの運営に係る課題等を共有し、支援の在り方等を検証する【法、外、スポ庁、経産、国交】
- ・ パイロットプロジェクトの実施状況及びその検証結果を踏まえて、恒久的な施設整備の可能性及び在り方について検討する【法、外、スポ庁、経産、国交】

3 日本企業等を当事者とする国際仲裁の活性化に向けた取組

(1) 国内外の意識啓発・広報

既に国際仲裁を利用している大企業においても、日本を仲裁地とすることを始め、仲裁を更に利用するための方策が必ずしも十分ではない可能性があること、中小企業においては、そもそも国際仲裁が認知されていない可能性があることを踏まえ、国内外の企業等への国際仲裁を利用すること及び日本を仲裁地とすることのメリットなどについての意識啓発・広報が重要であると考えられるところ、具体的には、以下の取組を進める。

- ・ 各仲裁実施機関のシンポジウム等とともに、企業関係者や経済団体、弁護士、各種スポーツ関係団体等に対する仲裁の意義や、各業界の商習慣や契約実態に応じた紛争解決条項の定め方のノウハウ等についての啓発・広報の取組を強化【法、スポ庁、経産、国交】
- ・ 海外展開する日本企業が直面する国際紛争に対して適切に対応することができるよう、このような企業に対する紛争解決条項のノウハウ等についての周知や相談を実施【法、外、経産】
- ・ 効果的な広報戦略として、仲裁実施機関における英語等外国語での情報発信をする方策を検討【法、スポ庁、経産、国交】
- ・ 国際仲裁に関連する海外における会議、シンポジウム等に政府関係者が出席する際、日本の仲裁制度、仲裁実施機関の実情を紹介【法、外、スポ庁、経産、国交】
- ・ 相手方になり得る企業等が多く存在する国（日本企業が比較的多く進出している国、及び日本企業の国際取引における商流の経由する地が属する国）の経済団体、法律事務所等をターゲットとした広報の在り方を検討【法、外、スポ庁、経産、国交】

(2) 利用支援策

国際仲裁不活性の原因の一つとして、特に中小企業を中心に仲裁人や代理人の報酬などの高額な仲裁コストが指摘されていることを踏まえて、仲裁コスト負担の軽減に向けた方策が必要である。また、海外の著名な仲裁機関においては、仲裁人候補者等の情報を開示することで透明性を確保するとともに、仲裁利用者の利便性向上に努めているところ、日本においても同様に仲裁人候補者等の情報公開の在り方を検討する必要がある。そのための具体的な方策として、以下のものが考えられる。

(コスト負担の軽減策)

- ・ 国際仲裁が民間を主体とする紛争解決手続であることに十分配慮しつつ、国際仲裁のコスト負担を軽減する方策の在り方を検討【法、スポ庁、経産、国交】
- ・ 民間での仲裁費用補助の方策として、仲裁手続費用を第三者が支出するサード・パーティー・ファンディングの活用及び規制の在り方について検討【法】

(仲裁当事者の利便性向上に向けた方策)

- ・ 仲裁当事者による仲裁人選択の利便性向上策として、仲裁機関における仲裁人リスト及び仲裁人に係る情報公開の在り方を検討【法、スポ庁、経産、国交】

4 第三国仲裁の活性化に向けた取組

(1) 我が国の仲裁制度・実情に関する積極的発信

日本における国際仲裁を活性化するためには、国内外における戦略的な広報活動が必要である。広報に際しては、日本における国際仲裁の現状、メリットに加え、後記のとおり専門性の高い分野を重点的に紹介すべきである。この点に関する具体的な施策として、以下のものが考えられる。

- ・ 日本の仲裁法制、仲裁合意の有効性が争点となった事案や仲裁取消が求められた事案等に関する公表された裁判例などに関する英語等での対外発信を促進する方策の検討【法、スポ庁、経産、国交】
- ・ 海外の国際仲裁に係る会議、セミナー等へのスピーカーないしパネリストとしての参加【法、外、スポ庁、経産、国交】

(2) ターゲットを念頭に置いた働きかけ

日本における第三国仲裁を活性化するためには、地政学的な観点を踏まえて、我が国との経済関係が比較的深い国あるいは今後様々な面での交流が進展すると考えられる国等を主なターゲットとしてプロモーションを行う必要がある。具体的な施策は、以下のとおり。

- ・ 我が国における国際仲裁の利用を受け入れやすいと思われるターゲット国の選定、同ターゲット国の経済団体・法律事務所等に対する広報の在り方（現地在外公館を拠点とする広報活動を含む）を検討【法、外、スポ庁、経産、国交】

(3) 第三国仲裁を日本に呼び込む上での我が国の強みとなる専門分野の模索

- ・ 専門分野につき、海外の国際仲裁機関の取組を研究するとともに、我が国として力を入れるべき分野の抽出、検討を進める。【法、知財、経産、国交】

5 政府と民間との連携・協力等

- ・ 国際調停と国際仲裁の効果的な連携の在り方を検討

世界的に国際調停の利用が進み、手続的にも国際仲裁と国際調停の相互利用が図られている中で、民間主体で京都国際調停センターが設立されたことも踏まえ、我が国における相互の連携の重要性から、両者の効果的な連携の在り方を検討【法、経産、国交】

- ・ また、国際商事調停に基づき締結された和解合意への執行力付与等に関する UNCITRAL モデル法・条約草案作成の協議に政府として引き続き適切に関与するとともに、その協議結果を踏まえて適切に対応【外、法】

- ・ 国際スポーツ仲裁との連携

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会において、スポーツ

仲裁裁判所（CAS）の臨時仲裁廷が東京に設置されることを見据え、こうした国際スポーツ仲裁機関と適切に協力・連携しつつ、スポーツ仲裁全体の活性化を図るための方策の検討・取組【スポ庁】

- ・ アジア諸国が仲裁振興のため、国内の仲裁実施機関と連携の下、仲裁活性化のための活動を実施していることを踏まえ、我が国においても、仲裁機関の中立性・公正性の確保に十分留意しつつ、既に記載した個別の施策を含め、政府と民間との連携・協力の在り方を検討し、官民が一体となって国際仲裁の活性化に取り組むための措置を講じる。
- ・ 官民連携して国際仲裁を活性化させるための官民協議の場を設けるなど官民連携の枠組作りの検討【法、外、スポ庁、経産、国交】
- ・ 企業の法務担当者等の民間の国際仲裁に関与する人材の育成支援
仲裁実施機関や法曹実務家が行う経済団体や個別企業の法務担当者等を対象とした研修への支援【法、スポ庁、経産、国交】
- ・ 各仲裁実施機関及び関係団体等が国内で行っているシンポジウム等の広報周知活動について政府もこれと連携してその発信を強化【法、スポ庁、経産、国交】

国際訟務機能の充実

骨太の 方針

- 予防司法機能の全国規模での充実
- スポーツ事案を含めた国際仲裁の活性化に向けた基盤整備のための取組

<体制整備>

- H28.4
国際裁判支援対策チームの設置
- H29.6
国際裁判支援対策チームの体制強化
- 国際業務に長けた検事・弁護士
の配置
- 学者等専門家との連携を強化
し、アドバイザーとして活用

グローバル化の進展に合わせた国際裁判対策

国際裁判の分析を踏まえ……

- ◆**法曹実務家の有するノウハウは普遍的**
- ◆**法曹実務家が橋渡し人材として活躍**

**国際裁判支援対策支援チーム
の取組を活かす！！**

- ▼ **国際裁判対策実施の上で不可欠な国際法理解の推進及び想定事例に
対する対処スキームの構築（国際予防司法）**
- ▼ **国際仲裁活性化に向けた支援**
- ▼ **国際仲裁の活性化を始めたとする法的紛争解決を念頭に置いた海外で
ビジネスを進める日本企業の支援**
- ▼ **これらを目的とした調査研究**

国際競争力強化に向けた 企業の法務機能強化の実現に向けて

平成30年6月

経済産業省競争環境整備室

「国際競争力強化に向けた日本企業の法務機能の在り方研究会」について

※肩書きは参加当時のもの

【研究会委員】

石島 真奈
軽部 大
名取 勝也
平泉 真理
平野 温郎
藤井 豊久
水野 祐
三村 まり子

ヤフー株式会社メディアグループ 事業開発本部 本部長
一橋大学イノベーション研究センター 教授
名取法律事務所 代表弁護士
バーク・インゲルハイムジャパン株式会社執行役員 法務部長 / 弁護士
東京大学大学院法学政治学研究所 教授
東海運株式会社 総務法務部長
シライツ法律事務所 弁護士
グラクリ・スミスクライン株式会社 取締役 / 弁護士

【臨時委員】

伊藤 ゆみ子 シアーフ株式会社常務執行役員（社長室 法務担当） / 弁護士 <第2回>
岩本 竜悟 GENルスクア・ジヤパン株式会社シニア・リーガル・カウンセラー / 弁護士 <第3回>

【オブザーバー】

法務省大臣官房司法法制部
文部科学省高等教育局専門教育課

【開催実績】

計4回（1月25日（木）、2月16日（金）、3月13日（火）、3月29日（木））

[本年4月18日に報告書を公表](#)

報告書のエッセンス

報告書のエッセンス（1）

企業に求められる法務機能

- 複雑化・多様化するリーガル 이슈をどのように捉えていくかが、これからの企業の健全かつ持続的な成長の成否を決める。
- ルールの捉え方や視点を変えることで、新たなビジネスの創出が可能となるという発想のもと、経営と法務が一体となった戦略的経営を実現することが不可欠。
- ビジョン（社会に提示できる新しい価値）とロジック（現行法における一定の解釈で成立し得るか）を兼ね備え、ビジネスに対する意識を持って行動することが、これからの法務機能の基本。

企業に求められる法務機能とは？

守りの機能（ガード機能）

企業価値を守る観点から、法的リスク管理のために経営や他部門の意思決定に関与して、事業や業務執行の内容に変更を加え、場合によっては意思決定を中止・延期させるなどによって、会社の権利や財産、評判などを守る機能

攻めの機能（パートナー機能）

企業価値を最大化する観点から、法的支援を経営や他部門に提供することによって、会社の事業や業務執行を適正、円滑、戦略的かつ効率的に実施できるようにする機能



法務のプロフェッショナル人材が支える



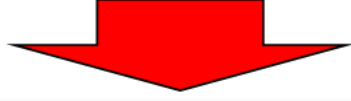
報告書のエッセンス（2）

企業の今後の取組に向けた方向性



実態（課題）

- 経営層・事業部門が法務部門を、単なるコスト部門のひとつと認識している傾向がある。
- 法務部門の責任者が経営に関与していない等、組織上、経営と法務がリンクしていない。
- 新たな法務機能を担うスキルを持ったプロフェッショナル人材が不足している。



克服






- 経営層・事業部門が法務部門と一体となりリスクテイク・マネジメントへの発想の転換
- 経営と法務をリンクする組織・オペレーションの整備（GC設置、レポートライン整備等）
- 多様な教育機会の活用、外部人材の登用等

GC: General Counsel



関係者への今後の期待

- 法務人材の育成に向けた取組 （主体：法科大学院、法曹関係者、関係省庁など）
- 民間の活力活用に向けた取組 （主体：経済産業省、JETROなど）
- 企業の法務機能強化の重要性に関する普及啓発の取組 （主体：経済産業省、関係省庁、関係団体など）

報告書の概要

日本企業の法務機能強化の必要性

- ビジネスのグローバル化、IT技術をはじめとするイノベーションの進展やレピュテーションリスクの増大等によって、企業のリーガルリスクはこれまで以上に複雑化・多様化している。
- こうした状況下において、外国企業との競争に勝っていくためには、経営にリーガルの視点が不可欠となり、リーガルリスクの対応において法務部門が果たす役割が重要となる。
- 内外において、ダイナミックなレギュレーションの議論・変化が進んでいる中では、ルールの捉え方や視点を变えることで新しい市場獲得につなげるなど、リーガルリスクを「チャンス」に変えていく戦略的な法務機能の実装が求められる。

【ポイント】

- ◆ **法的課題に対する企業のマネジメントの発想の転換
（法務機能の有効活用）**
- ◆ **法務機能を発揮するための組織・オペレーションの整備
（GC・CLOの設置等）**
※GC:General Counsel、CLO:Chief Legal Officer → 最高法務責任者
- ◆ **新たな法務機能を実現する法務人材の育成、活用**

法務機能強化が求められる背景

- コンプライアンス
- 企業の社会的責任の増大
- レピュテーションリスクの増大

経営環境の大きな変化

グローバル

- CFIUS、GDPR、中国インターネット安全法などダイナミックなレギュレーションの変化
- 各国の競争法執行の強化、制裁金の高額化

イノベーション

- 第4次産業革命の進展と「データ」を活用したビジネスモデルの多様化
- イノベーションの進展と法令・ルールの整合性

企業が直面するリーガルリスクが複雑化・多様化

「経営」と「法務」が一体となった戦略的経営の実現

法務機能とは何か

- 企業における法務機能とは、法令その他社会的規範の下で、事業活動が、適法かつ適切に行われ、企業が健全かつ持続的に成長するよう、法的支援を行うことである。
- 法務関連業務は、社会・経済情勢が大きく変化する中で、従来からの業務（ex. 契約審査、法律相談、訴訟対応）は拡大傾向にある。

■ 企業のガーディアンとしての機能

企業価値を守る観点から、法的リスク管理のために経営や他部門の意思決定に関与して、事業や業務執行の内容に変更を加え、場合によっては意思決定を中止・延期させるなどによって、会社の権利や財産、評判などを守る機能。

■ ビジネスのパートナーとしての機能

企業価値を最大化する観点から、法的支援を経営や他部門に提供することによって、会社の事業や業務執行を適正、円滑、戦略的かつ効率的に実施できるようにする機能。

要するに・・・

企業が健全かつ持続的な成長を実現するための法的支援を担う法務部門は企業価値の向上のためのビジネスの「ナビゲーター」役である。

日米の企業法務の比較

- 日本企業の法務部門と、戦略的な法務機能の先進国であるとされる米国企業を比較。
(※従業員2500名以上の企業を対象)
- **法務部門の規模や経営層との距離**など、5つの点で差異が見られた。
- 米国企業の法務部門は、経営に直接参加していること、社内でのプレステージが高いこと、等が見て取れる。

① 法務部門の規模 + インハウスローヤーの割合

- ・日本： 平均約20名、インハウスの割合は約17%。なお、日本全体のインハウスローヤーの数は2000人超
- ・米国： 40～80名程度、約7割がインハウスローヤーで構成されている。

② ジェネラルカウンセル (GC) / チーフリーガルオフィサー (CLO) の設置

- ・日本： GC、CLOを設置している企業はごく少数。
- ・米国： アンケート調査を実施したすべての企業に存在。

③ 経営陣からの意見・判断を求められる頻度

- ・日本： 「月数回」が53%、「年1回」が26%。
- ・米国： 「毎日」「週数回」を合わせて約70%。

④ 重要交渉への参加

- ・「常に参加」「判断による」が日本では約44%であるが、米国では80%超。

⑤ 重要案件の変更可可能性

- ・日本では「助言のみ」が約60%を占めたが、米国では「変更可」「案件によって変更可」で100%。

【参考】日本企業の法務部門の実態（1）

- 法務部門の規模は平均で8.8名。内部監査、株式・株主対応、リスクマネジメント、知財等の法務関連業務は、別途専門部署で担っているケースは多い。
- 法務トップの40%以上が、法務以外のキャリアを経験している。

■ 法務部門の規模

資本金区分	平均人数
5億円未満	3.6名
50億円未満	4.3名
100億円未満	5.4名
500億円未満	8.5名
1,000億円未満	17.0名
1,000億円以上	31.6名
全体	8.8名

■ 法務部門以外の専門部署の設置割合

● 内部監査	89.7%
● 株式・株主対応	56.8%
● リスク・マネジメント	56.4%
● 知的財産権	49.5%
● 個人情報保護	46.3%
● コーポレート・ガバナンス	45.7%
● 企業倫理・コンプライアンス	44.0%

→ これら法務関連業務は、別途専門部署が担っているケースが多い。

■ 法務トップの属性

● 法務部門経験者	36.2%
● 他部門経験者	34.4%
● 両部門経験者	5.8%
● 法務経験者としての中途採用	16.8%
● その他	6.8%

⇒ 法務以外のキャリアの経験者が40%以上。

- (資料) 経営法友会 第11次法務部門実態調査より
- ▶ 調査期間：2015年5月22日～同年9月30日
 - ▶ アンケート発送数：6,193社
 - ▶ 回答数：960社（回収率15.5%）

【参考】日本企業の法務部門の実態（2）

- 弁護士を採用する企業は3年で2倍に増加するも、最も多い企業で28名。10名以上の採用でトップ20社に入る。

■ 日本企業の弁護士採用状況

	2009年度		2012年度		2015年度	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
弁護士がいる	47	3.90%	78	6.20%	151	12.50%
弁護士がいない	1149	96.10%	1182	93.80%	1057	87.50%
回答企業数	1196	100.00%	1260	100.00%	1208	100.00%

2倍

⇒ 弁護士を採用する企業は、3年で2倍に増加。

（資料）日弁連「弁護士白書」2016年版より

- 調査対象企業：7,273社（国内3,648社、外資3,098社、未上場600社）
- 回答数：国内820社、外資411社（国内・外資とも未上場企業を含む）

■ 企業内弁護士を多く抱える上位20社

2017年（12月）統計資料

1. 企業内弁護士を多く抱える企業トップ20
採用企業数：994社 採用人数計：2,051人

順位	社名	企業名	人数
1	1	ヤフー	28
2	3	野村證券	23
3	2	三井住友銀行	22
4	3	三菱商事	21
5	5	三菱東京UFJ銀行	17
6	12	三菱UFJ信託銀行	16
7	8	丸紅	15
7	5	三井物産	15
9	17	アマゾンジャパン	14
9	8	みずほ証券	14
9	5	ゆうちょ銀行	14
9	14	LINE	14
13	14	伊藤忠商事	13
13	10	SMBC日興証券	13
13	—	双日	13
13	12	第一生命保険	13
13	—	三井住友信託銀行	13
18	14	豊田通商	12
18	14	パナソニック	12
18	11	みずほ銀行	12

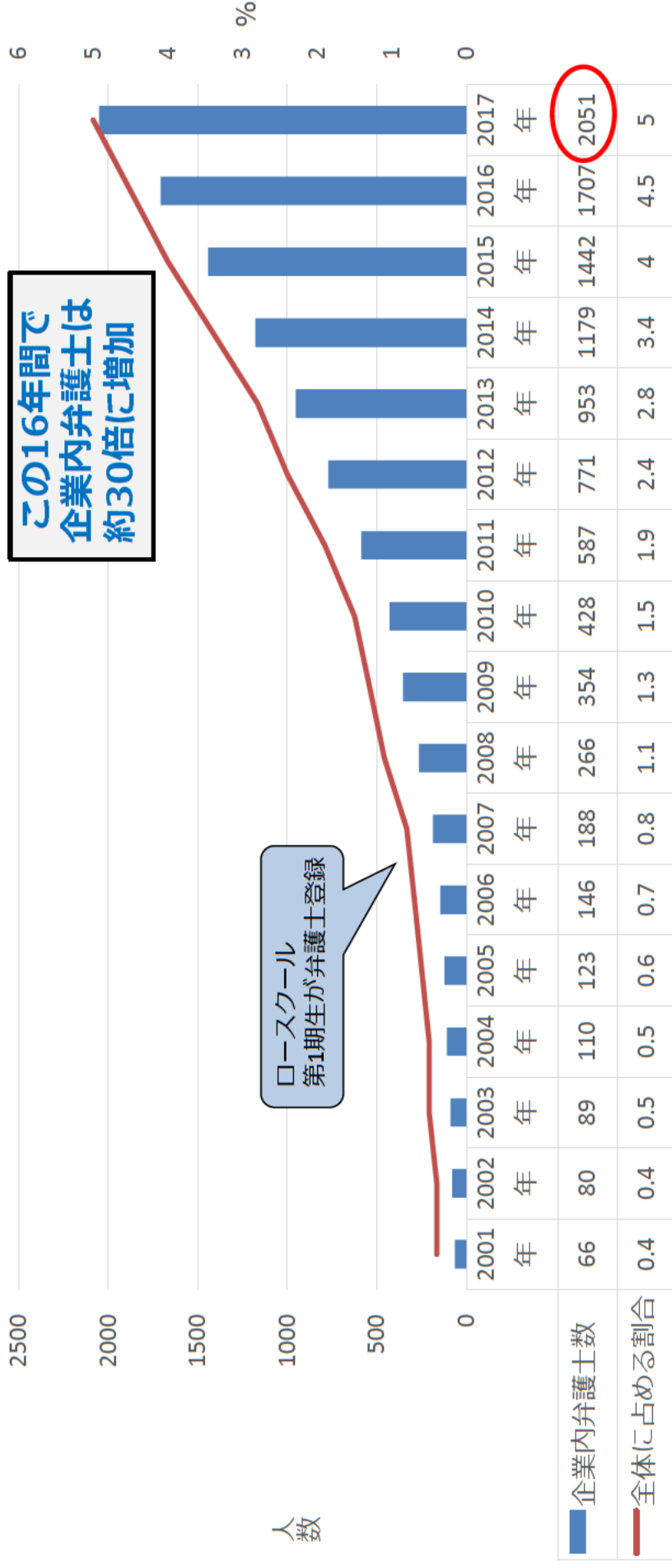
⇒ 最も多い企業で28名。

⇒ 企業内弁護士を10人以上採用しているのはIT、金融、商社が多い。

【参考】日本企業の法務部門の実態（3）

- 2000年以後、企業で働く弁護士が増加し、2017年12月時点では2,051人にまで増加。

■日本の企業内弁護士数と弁護士全体に占める割合の推移



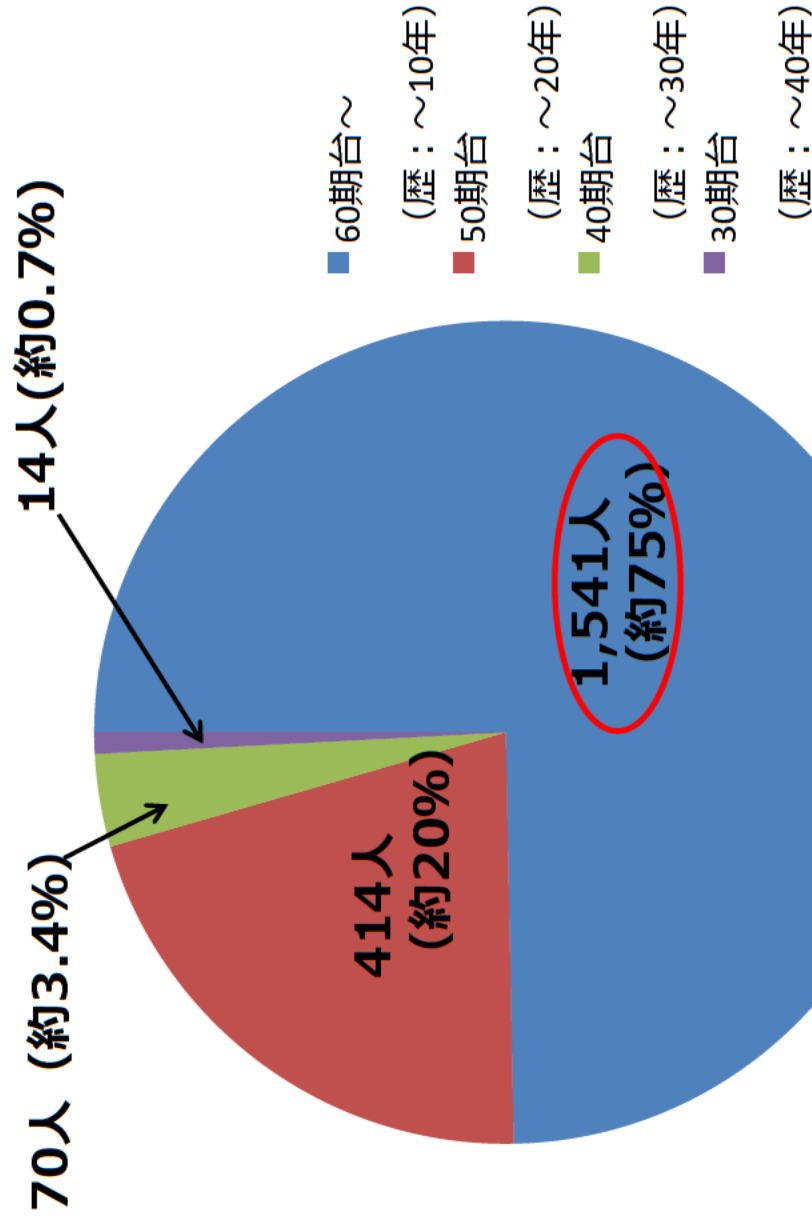
登録弁護士数
(2017年6月30日)
38,930人

(資料) 日本弁護士連合会、日本組織内弁護士協会作成の統計資料をもとに作成。

【参考】日本企業の法務部門の実態（4）

- 企業内弁護士 2,051人（2017年12月時点）のうち、10年以下の経験年数の弁護士が、全体の約75%を占める。

■ 企業内弁護士（2,051人）の内訳



【参考】日本企業の法務部門の実態（5）ヒアリング結果

◆ ポジティブな意見

- 「ブラクティスと違う」という社内意見により停滞していた案件について、社内弁護士が法律上問題がないことを明らかにし、所管官庁に相談したことで一気に前進した。
- 事業部門が早い段階で法務部に相談に来ることにより、事案を交通整理して無駄な検討を回避したり、スキームの見直しを指摘することができている。
- M&Aの際、法務部が外部弁護士をコントロールすることで、弁護士費用を抑えつつ企業にとって必要なサービスを受けることができた。
- 法務が、事業部門間での事業の重複を発見し、両部門に働きかけることで重複を解消した。
- システムのトラブルにより、顧客に対する債務不履行を免れ得ない場面で、会社としてのリスクをとるかにつき、法務部門が短時間で最も合理的判断をし、レピュテーションの毀損を免れた。

◆ ネガティブな意見

- 法務部は想像以上にストッパーになっている。事なかれ主義が根強い。
- 事業部は、法務部門対策のロジック作りがコストとなり、ロジック作りを請け負うことがある。
- 事業部が考えている新規事業につき、法務部門から法令抵触の懸念が指摘され、代替案の提案もないのでそれ以上進められなかった。
- 事業部門があるベンチャー企業への出資と共同開発の構想を進めていた際、成果物の帰属割合につき、出資する以上は全て取得してしかるべきとの法務部門のこだわりにより当該ベンチャー企業との間で契約条件が折り合わず、互いの熱が冷めた。
- 外資系企業を買収した後、法務部が相手企業の法務部（有資格者で構成）からの質問に答えられず、相手にされなくなった事例がある。

求められる法務機能【基本的視点】

- 法務領域が高度化する中で、複雑化・多様化するリーガル 이슈をどのように捉えていくかが、これからの企業の健全かつ持続的な成長の成否を決める。
- リーガルリスクを回避するだけでなく、ルールの捉え方や視点を変えることで、新たなビジネスの創出、市場の獲得が可能となるという発想のもと、経営と法務が一体となった戦略的経営を実現することが不可欠。
- ビジョン（社会に提示できる新しい価値）とロジック（現行法における一定の解釈で成立し得るか）を兼ね備え、ビジネスに対する意識を持って行動することが、これからの法務機能の基本である。

基本的な視点

- 法務機能を「守り（ガーデIAN機能）」と「攻め（パートナー機能）」の観点から整理したが、会社を健全かつ持続的に成長させるという法務機能の目的において、「守り」と「攻め」は表裏一体の関係にあり、両者は単純に切り分けられるものではない
- リーガルリスクが多様化・複雑化する中では、法務部門のみならず、経営層・事業部門において、法的リテラシーを高めることが必要である。
- 企業価値の向上という観点から、企業における法務機能の強化には、経営層・事業部門と、法務部門その他法務関連業務を担う部門が、一体となった取組が求められる。

求められる法務機能①【ガーディアン機能】

● 「最後の砦」として企業の良心となること

- 「合法かどうか」の判断だけでなく、企業行動が社会に受入れられるかという視点で、「正しいかどうか」を判断すること
- 「正しいかどうか」は、現時点の法令等のみならず中長期的な目線で判断することが必要

● コンプライアンスルールの策定と業務プロセスの構築及び徹底

- レギュレーションを自社ビジネスに落とし込み、自社のルール・契約等の最適化
- コンプライアンス活動は、法務部門だけでなく、ビジネスリーダーのコミットメントが必要

● 契約による自社のリスクのコントロール

- リスクを予防し、顕在化した場合に軽減する条件を織り込んだ契約書の作成
- M & A等の投資の際のデュー・デリジェンスにおけるリスク調査等

● 自社の損害を最小限に抑えるための行動

- 民事訴訟で訴えられた場合の応訴、行政処分への対応
- 消費者のクレーム対応や炎上への対応 等

求められる法務機能②【パートナー機能】

● ビジネスの視点に基づいたアドバイスと提案

- 重要契約の交渉や新規プロジェクトへの早い段階からの参画と、リーガルイシューの把握と具体的なソリューションの提案
- 法令の観点のみならず、ビジネスジャッジに対する提案 等

● ファシリテーターとしての行動

- 新規プロジェクト等の必要な場面で、スケジュール等を把握するとともに、社内外のリソースを確保、差配する役割 等

● ビジョンとロジックを携えた行動

- 法律や法解釈は、時代とともに変化することを前提として、ビジョン（社会に提示できる新しい価値）とロジック（現行法における一定の解釈で成立し得るか）を並走させながら、いわゆる「グレーゾーン」でのビジネスの拡大を志向
- 「グレーゾーン」でのチャレンジに向けた行政機関が設ける各種制度の活用 等

● 法令、契約に基づいた正当な主張

- カルテルの被害者としての損害賠償請求訴訟の提起
- 著しく不合理な要求に対する毅然とした対応 等

法務機能強化に向けた課題と企業に求められる取組①

【課題】

- 経営層・事業部門が法務部門を、単なるコスト部門のひとつと認識している傾向がある。
- 法務部門の責任者が経営に関与していない等、組織上、経営と法務がリンクしていない。
- 新たな法務機能を担うスキルを持ったプロフェッショナル人材が不足している。

1. 経営層、事業部門の発想の転換（リスクテイク・マネジメントの構築）

- 複雑化・多様化するリーガルイシューへ対応しながら企業を成長させていくためには、経営層が経営環境の変化を認識した上で、法務機能を有効活用するという発想が必要。
- リスクには、取ってはいけないリスクと、適切にコントロールすれば取る余地のあるリスクもあることから、リスクは、すべて排除するものではなく、コントロールするものであると認識する必要。
- リスク判断に当たっては、経営層・事業部門と法務部門が一体となったリスクテイク・マネジメントを構築することが必要かつ有益である。そのためには、経営層・事業部門・法務部門が一体となって、全社的な法的リテラシーを高める取組も必要である。

【参考】法務機能に関する経営者の声（ヒアリング結果）

● 経営にリーガルの視点が必要となる理由

- 海外マーケットに進出することは、米国の懲罰的賠償やデイスカバリーなど、日本の法体系にはないリーガルイシューへの対応に迫られるということでもある。
- イノベーションを生み出すことは、法的に未知な部分に対応していくということである。大企業とは違って、ベンチャーはいかにリスクを取っていくかが勝負であり、その経営判断で差が出る。そこには、リーガルの視点が不可欠である。
- 米国では、リーガルのトップがCEOの側近として、意思決定に関わっている。リーガルに対する経営者の認識や位置づけには、日米間でギャップがある。

● あるべき法務機能

- リーガルリスクとビジネスジャッジを切り分けるのではなく、ビジネスジャッジにおいて、どの選択が良いのかを提案していくことが望まれる。
- これからは、経営層にリーガル人材が加わっていく必要がある。
- 社内の法務部門は、タイムチャージを気にすることなく使える。経営者としての自分（経営者）の性格も理解し、当事者意識を持って一緒に考えてくれることがメリットである。

● 法務人材について

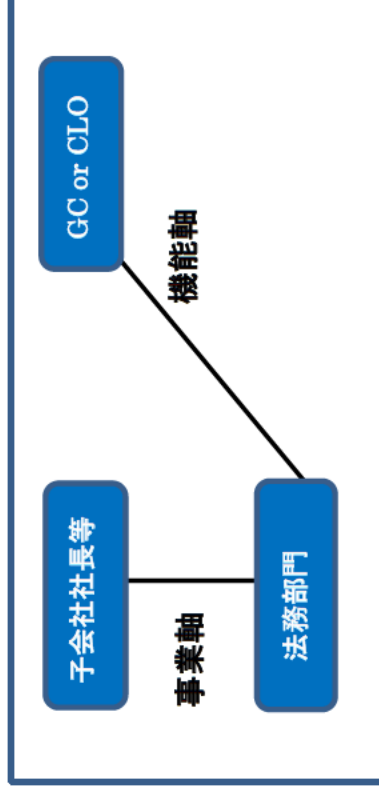
- グローバルに競争するためには、人材育成は、ジエネラリストではなく、プロフェッショナルを作る方向に軸足を置くべきである。
- 経営者の置かれた立場について、自分だったらどう考えるかをコミュニケーションするなどして、ビジネスセンスを養っていくことが必要である。

法務機能強化に向けた課題と企業に求められる取組②

2. 組織・オペレーションの整備

- 経営と法務の一体となった強固な経営戦略の実現。
- ジェネラル・カウンセラー (GC)、チーフ・リーガル・オフィサー (CLO) の設置。
 - GC・CLOとは、①ビジネスの経験を積んだ法律のプロフェッショナルであり、②法務部門の統括責任者であり、③経営陣の一員としての職責を果たす、ポジションである。
 - 経験を積んだ法律のプロフェッショナルを経営陣の一員とすることで、法的知見をダイレクトに経営に活かすことができ、経営と法務が一体となって強固な経営戦略の構築が可能。
- 専門性を持ったリーガルアドバイザーが適切に経営層・事業部門に伝わるように、法務部門のレポートラインを「機能軸」「事業軸」の複数の系統にするなどの整備（下図）。
- 会社として向き合うべき法的リスクを勘案した適切な決裁権限基準の設定。

【参考】レポートラインの複数系統化



法務部門は「適法、かつ、適正なこと」の実現のために、機能軸と事業軸の2つのラインを使い分け、カーディアン機能とパートナー機能を発揮することが可能となる。

【参考】法務機能に関するアメリカの有識者の声

■ベン・W・ハイネマン氏（ハーバード・ロースクール シニア・フェロー）

- GC（※）は、…取締役・CEO・ビジネスリーダーの良きパートナーでありつつ、しかし最終的には企業のガバナンスとしての役目を果たさねばならない…。
- 企業の健全性が、世界規模で飛び交う、複雑で急速に変化する法律、規制、訴訟、公共政策、政治、メディアおよび圧力団体の要求を上手く捌くことによって保たれるので、GCは、取締役、CEO、ビジネスリーダーから、今や最高財務責任者（CFO）に匹敵する重要性を有すると考えられている。

※GC：General Counsel 事務局による注釈
NBL No.1100（2017.6.15）より抜粋

■アレックス・デミートリエフ 上級副社長 兼 ゼネラルカウンセル（米GE）

- グローバル企業なら法務担当役員をおくべきだ。事業をチエックし、意思決定にもかかわり、長期的に法令順守の風土を社内に醸成する役割を担う。弁護士として専門的な助言をするだけでなく、役員としてビジネス面の助言ができることも重要だ。
- 日本企業は外部の法律事務所に依存している。だが、報酬の高い外部弁護士に頼むより、法務担当役員や充実した法務スタッフを抱えた方が経済的に効率的に良い。米企業では社内に取り込む傾向が強まっている。

法務機能強化に向けた課題と企業に求められる取組③

3. 人材に対する投資

- 多様な教育機会の提供（OJT+社内教育プログラムの充実）、リカレント教育（大学院等における社会人対象プログラム）など外部機会の活用。
 - ex.) OJT、社内教育プログラム、人事ローテーション、関係団体が実施する研修、大学院等における社会人対象の教育プログラム、ビジネス法務検定等資格・検定試験の活用、海外留学 等
- 法務の経験を積んだ人材の中途採用、法律事務所からの出向など外部からの人材の登用。
- 外部弁護士の活用。
 - ① 高い専門性が必要となるとき（社内でノウハウが蓄積しない分野）
 - ② セカンドオピニオンを取りたいとき
 - ③ 訴訟、行政処分等へ対応するとき
 - ④ 中立性・客観性が求められるとき（ex.第三者委員会の委員への委嘱）
 - ⑤ リソースが足りないとき
- 企業理念や事業目標とリンクした法務に関するポリシーの作成と徹底。
- 事業目標とリンクした法務部門の目標設定、評価の工夫
- 柔軟なアイデアを出すための工夫

【参考】法科大学院などにおける企業法務を意識した取組例

1. 東京大学法科大学院

- 東アジア法の理解を通じた多面的・創造的な法律家の養成
東アジアビジネス法の専任教員による、中国を中心としたビジネスと企業法務に関わる授業を開講しているほか、夏季集中の「東アジア法比較」プログラムにおいて、東アジア諸国から教員を招聘して授業を行っている。
- 英語での授業の充実による国際的な法律家の養成
コロンビア大学・ミシガン大学の教授による授業、「英語で学ぶ法と実務 1・2」などのほか、毎年8月に、6日間程度の合宿形式で、5名前後の外国人教授が集中的に授業を行うサマースクールを開催している。

2. 岡山大学法科大学院

- 法務担当者養成基礎研修の実施
地域の組織に法務の中心を担う人物として、組織内弁護士又は法務担当者を輩出するとともに、その他の社員・職員に法務知識を学ぶ機会（法務担当者養成基礎研修）を提供し、地域組織の法務強化を促す環境を、地域経済団体等と連携して構築する。

3. 北海道大学法科大学院

- 企業法務関係者のリカレント教育
サマーセミナーにより、知的財産権という先端的法領域に携わる実務家の全国的な水準を引き上げ、この領域におけるトップレベルの法曹の層を厚くするためのリカレント教育を実施している。

4. 慶應義塾大学大学院法務研究科グローバル法務専攻 (LL.M.)

- 法科大学院に併設される法学分野の専門職大学院として、2017年4月に開設。英語を使用言語として、1年間で「法学修士 (LL.M.)」の学位取得が可能となっている。
- グローバル・フィールドで活躍できる法曹及びグローバル企業等のリーガルスタッフを養成することを狙いとしている。
- 教員は、日本で活躍する外国人弁護士や涉外法務の第一線で活躍する日本人弁護士など、実務家教員を中心に構成されている。

関係機関に期待される取組

法務人材の育成に向けた取組

- 各大学の特色に応じた法科大学院や学部教育における取組（企業法務など実践に則したカリキュラムや多様な機会の提供等）
- 司法修習段階における関係者の取組（企業法務に関する説明会の実施等）
- 大学院における社会人を対象とした教育プログラムの充実
- 関係者間の情報共有等の取組、現行諸制度の見直し等

民間の活力活用に向けた取組

- 規制緩和の推進（企業実証特例制度、グレーゾーン解消制度や「規制のサンドボックス」制度等の活用促進、事業者をサポートする一元的窓口の設置等）
- グローバル対応に向けた企業向けのリーガルサポート制度の活用促進

企業法務の重要性に関する普及啓発等の取組

- 関連団体による企業法務の重要性や成功事例の広報
- 関係団体の協力による企業法務に必要な「スキルマップ」の策定
- 関係団体が主催する企業法務に関する研修プログラムの充実

その他

- グループ企業のガバナンスの在り方に関する検討

キーメッセージ

- 経営環境の変化とともに、リーガルリスクが複雑化・多様化する中で、法務部門が果たすべき役割が重要となっていることから、本報告書では、**企業法務に求められる新たな役割を整理し、日本企業の競争力強化に資する経営と法務機能のあり方等を整理した。**
- 企業の**法務機能をいかに強化していくか**は、業種や業態、その企業の経営において、どのような法務機能が求められるかといったビジョンによって、**様々なアプローチ**があり得る。

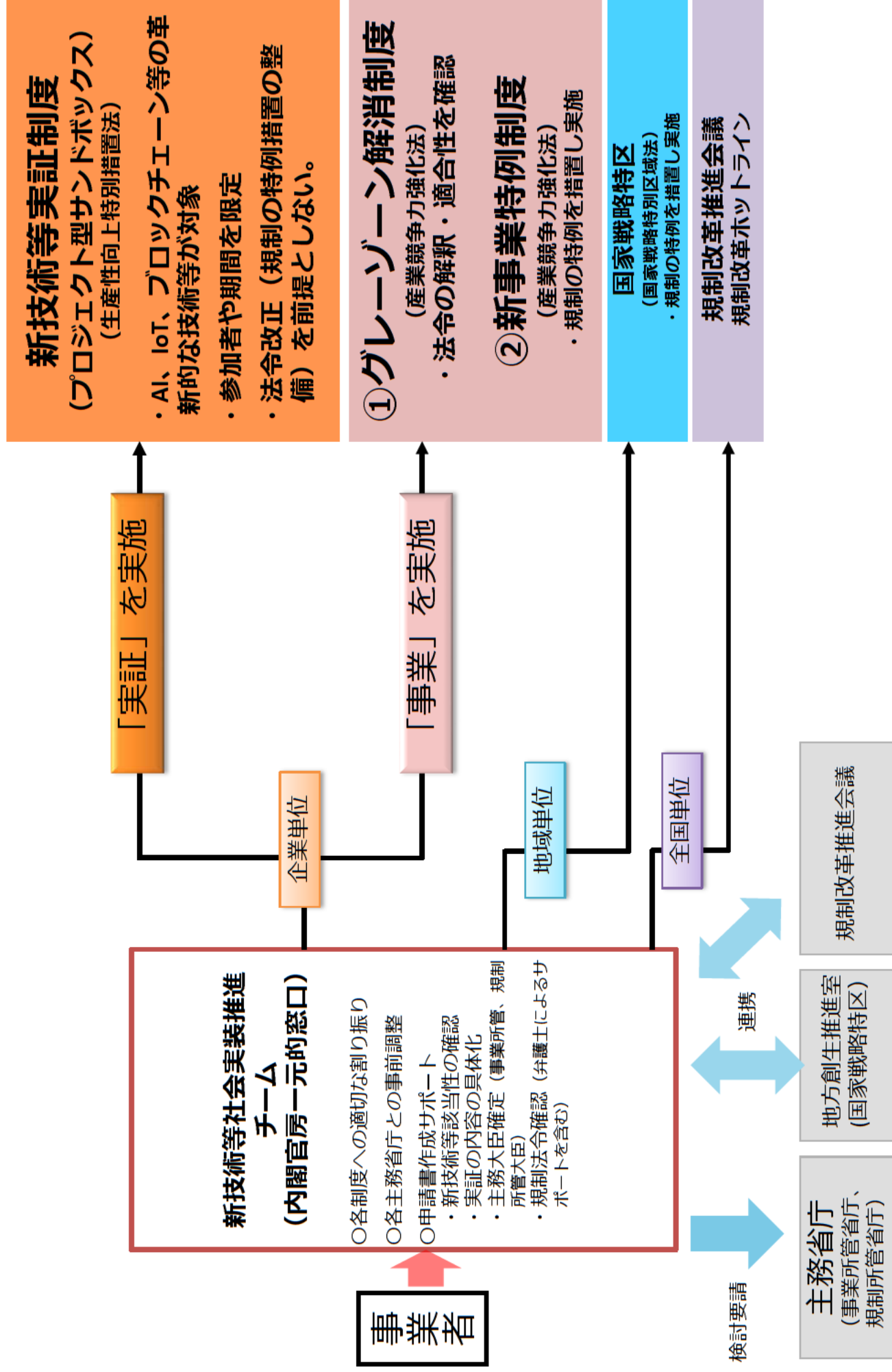
企業の取組のポイント

- 本報告書では、これから求められる法務機能を提示しているが、企業価値の最大化に向けて、**具体的にどのような法務機能を実装すべきか**は、個々の企業が自社のビジョンに基づき、**あるべきモデルを常に模索・アップデートしていくことが重要**である。
- 米国は、戦略的な企業法務の先進国とされるが、単純に**米国型モデルに倣えばよい**というわけではなく、米国企業の良い点は取り入れつつ、**日本流、そして自社流の法務機能のあり方を個々の企業が検討し、実装することが期待**される。
- リーガルリスクが多様化・複雑化している中においては、社として**法令・ルール等にと**のように向き合うかというポリシーに**経営トップがコミット**するとともに、そのポリシーを全社的に徹底すること、加えて、（法務部門のみならず）**経営層や事業部門等の個人が法的リテラシーの向上に向け**断続的な努力を行う****ことが求められる

参考資料①

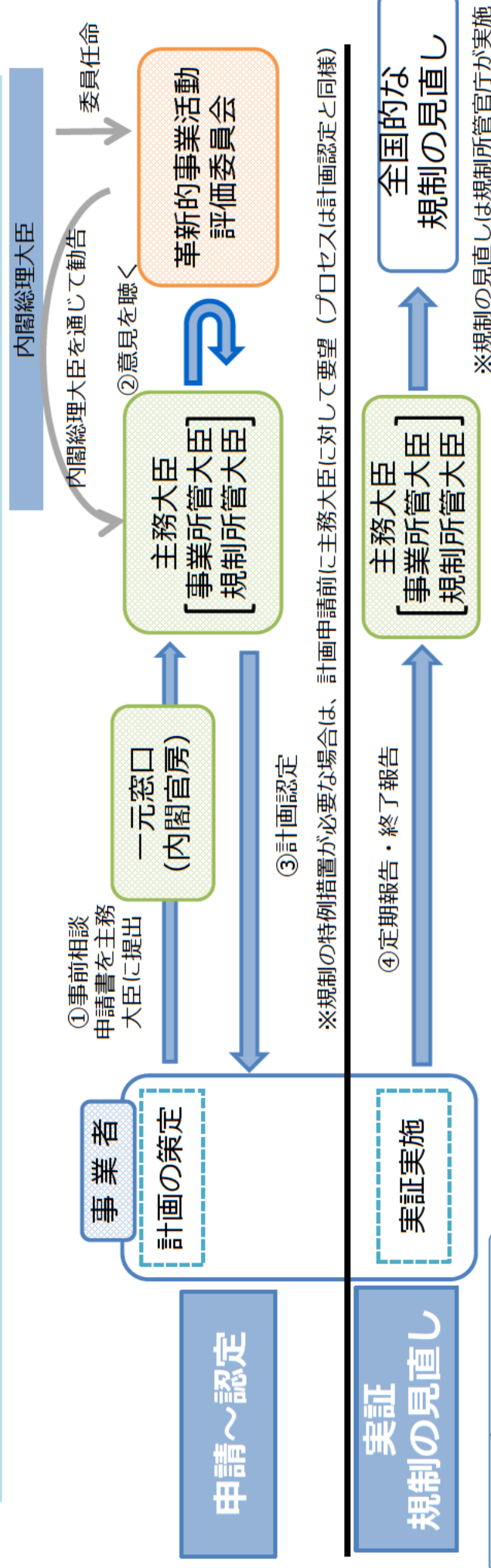
- ・新技術等実証制度（プロジェクト型規制の「サンドボックス」）
- ・グレーゾーン解消制度
- ・新事業特例制度

1. 各規制改革スキームの関係



2. 新技術等実証制度（プロジェクト型サンドボックス） <制度の概要>

✓ AI、IoT、ブロックチェーン等の革新的な技術の実用化の可能性を検証し、実証により得られたデータを用いて規制制度の見直しに繋げる制度。



制度の流れ

①事業者は、内閣官房の一元窓口にご相談、申請書の記載を事前調整し、事業所管大臣に正式申請。

<申請書記載事項>

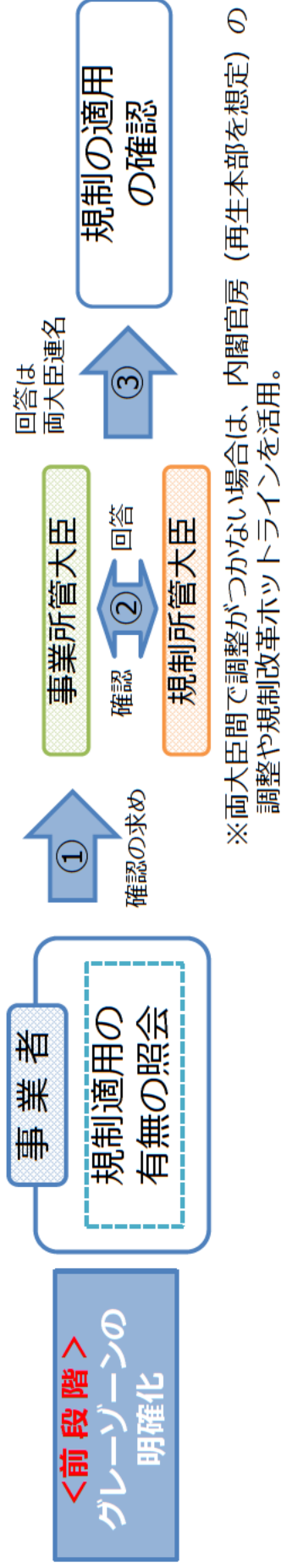
- 実証内容
 - ・革新的な技術又は手法等（例：AIを使った●という事業）
 - 参加者等の範囲と同意の取得方法（例：サービスの利用者等）
 - 実証の期間・場所（例：期間3か月 場所：●県●市の●の範囲、インターネット空間上等）
 - 実証に関する規制法令
 - 実証に必要な規制の特例措置の内容（特例措置を受け実証を行う場合）
 - 実証を適切に実施するための措置（例：関係者以外が立ち入らないようにフェンスを設ける、補助員を配置する等）

②主務大臣は申請書を受領後、1ヶ月以内に革新的事業活動評価委員会に見解を送付し、同委員会の意見を受領後1ヶ月以内に認定の可否を通知。

③実証期間中、事業者は定期的に状況を主務大臣に報告。実証期間終了後は、規制期間終了後は、規制所管大臣が実証結果に基づき規制の見直しを検討。

3. グレーゾーン解消制度＜制度の概要＞

✓ 事業者が、現行の規制の適用範囲が不明確な分野においても、安心して新事業活動を行いたい
得るよう、具体的な事業計画に則して、あらかじめ、規制の適用の有無を確認できる制
度。

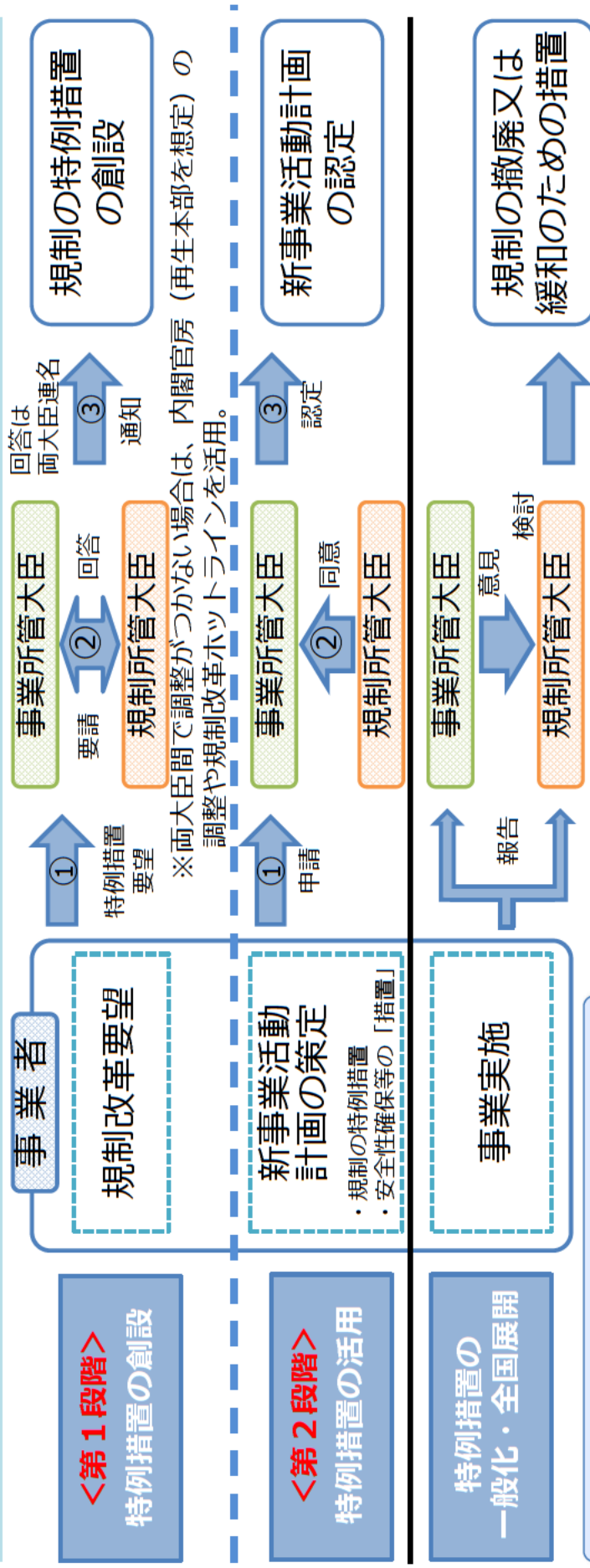


制度の流れ

- ①新事業活動を実施しようとする事業者は、その新事業活動に対する規制適用の有無について、事業所管大臣に確認を求めらる。
- ②確認の求めを受けた事業所管大臣は、規制所管大臣に規制の適用の有無を確認。規制所管大臣は、事業者の具体的な事業計画に即して、規制の適用の有無を判断し、事業所管大臣に回答（原則、1ヶ月以内で回答。1ヶ月以内に回答が出来ない場合には、1ヶ月毎にその理由を申請者に通知）。
- ③仮に、確認の結果、規制の対象であることが明らかになった場合、事業所管大臣は、事業者の意向を踏まえつつ、
 - ・「新事業特例制度」を活用し、規制の特例措置を提案する、あるいは、
 - ・規制に抵触しない形に事業計画を変更することを含め、きめ細かい指導・助言を行う。
- ④規制所管大臣の回答は、事業所管大臣から事業者両大臣連名で通知。
- ⑤両大臣で回答の調整がつかない場合は、内閣官房（再生本部を想定）が調整、又は規制改革ホットラインを活用。

4. 新事業特例制度＜制度の概要＞

- ✓ 新事業活動を行おうとする事業者が、その支障となる規制の特例措置を提案。
- ✓ 安全性等の確保を条件として、「企業単位」で、規制の特例措置の適用を認める制度。

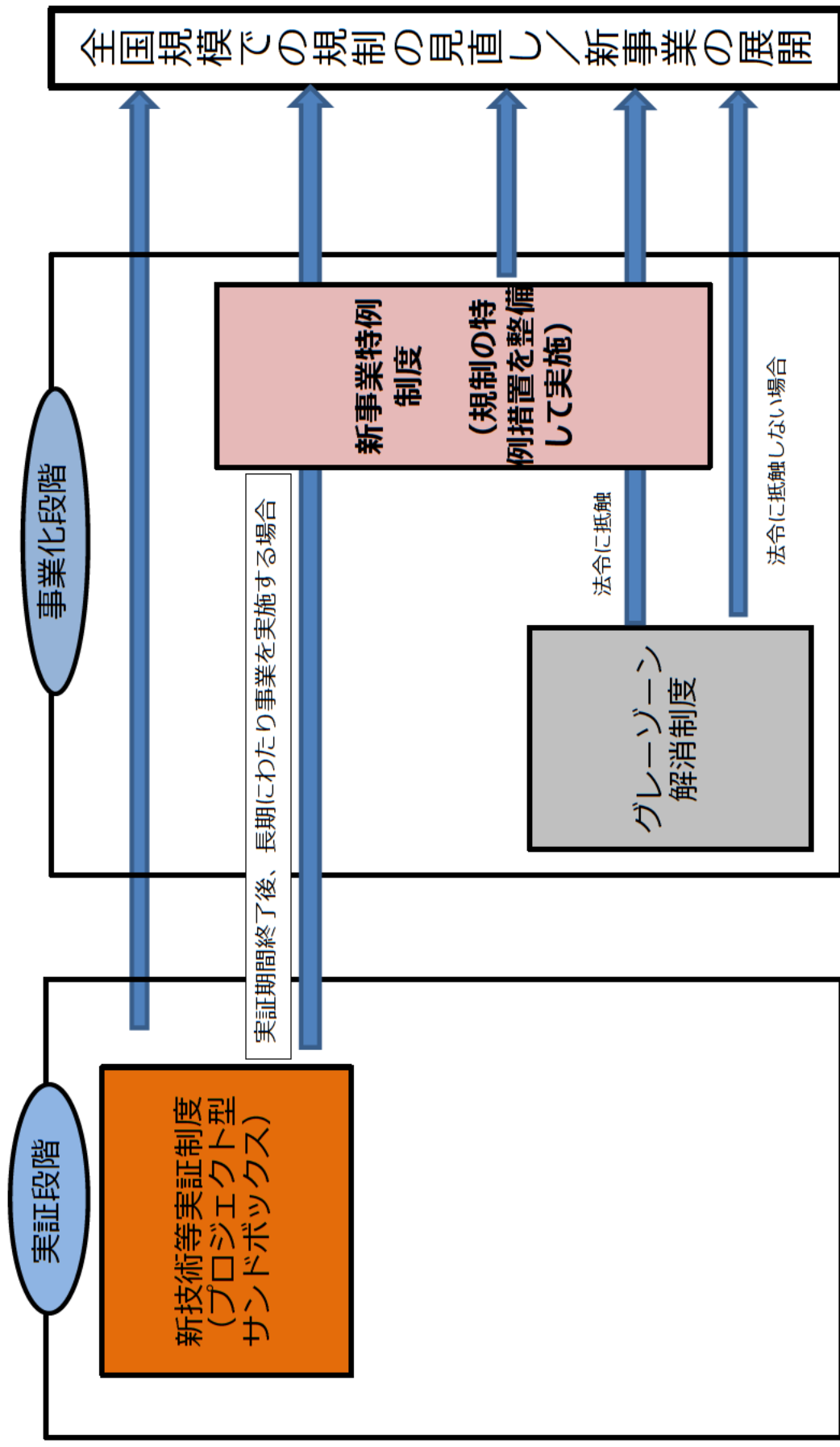


制度の流れ

- ①新事業活動を実施しようとする事業者は、規制の特例措置の要望を事業所管大臣に提案。
- ②事業所管大臣は、規制の特例措置について、規制所管大臣に要請、規制所管大臣が回答（原則1ヶ月以内に回答。1ヶ月以内に回答できない場合は、1ヶ月毎にその理由を申請者に通知）。事業所管大臣は回答を事業者に通知。
- ③回答の調整がつかなかった場合は、内閣官房が調整するか、又は規制改革ホットラインを活用。
- ④規制の特例措置を講ずる旨の回答をした場合、規制所管大臣は、規制の特例措置を創設。
- ⑤事業者は新事業活動計画を策定し、事業所管大臣に申請。事業所管大臣は規制所管大臣の同意を得て同計画を認定。

5. 新技術等実証制度と新事業特例制度の関係

新技術等実証制度（プロジェクト型サンドボックス）は、半年程度の短期間の実証を想定していることから、実証終了後も、規制が見直されるまでの間、長期間にわたり実証を継続する場合は、新事業特例制度への移行を検討する。その際、新事業特例制度においては、規制の特例措置の整備が必要となることから、新技術等実証制度による実証段階から、事業者と規制所管省庁が実証により得られたデータを活用して十分に調整することが必要。



参考資料②

・中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業

中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業

※平成29年度補正予算：グローバル企業展開・イノベーション・促進事業（40.1億円の内数）
平成30年度当初予算：中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業（20.4億円の内数）

お問い合わせ先：日本貿易振興機構（JETRO）
<https://www.jetro.go.jp/services/platform.html>

＜事業の概要・目的＞

中小企業の皆様のビジネス展開へのご関心が高い国・地域（16の国・地域で22ヶ所）に、「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」を設置しています。各プラットフォームには、現地での知見や地元政府当局、地場企業等とのネットワークに強みを持つコーディネーターを配置し、皆様からのご相談に対応しています。また、現地の協力機関や公的機関のネットワークを有効活用して、ビジネスの成功に向けた支援をいたします。

＜支援内容＞ ※平成29年度補正予算の当事業はドイツの機能を強

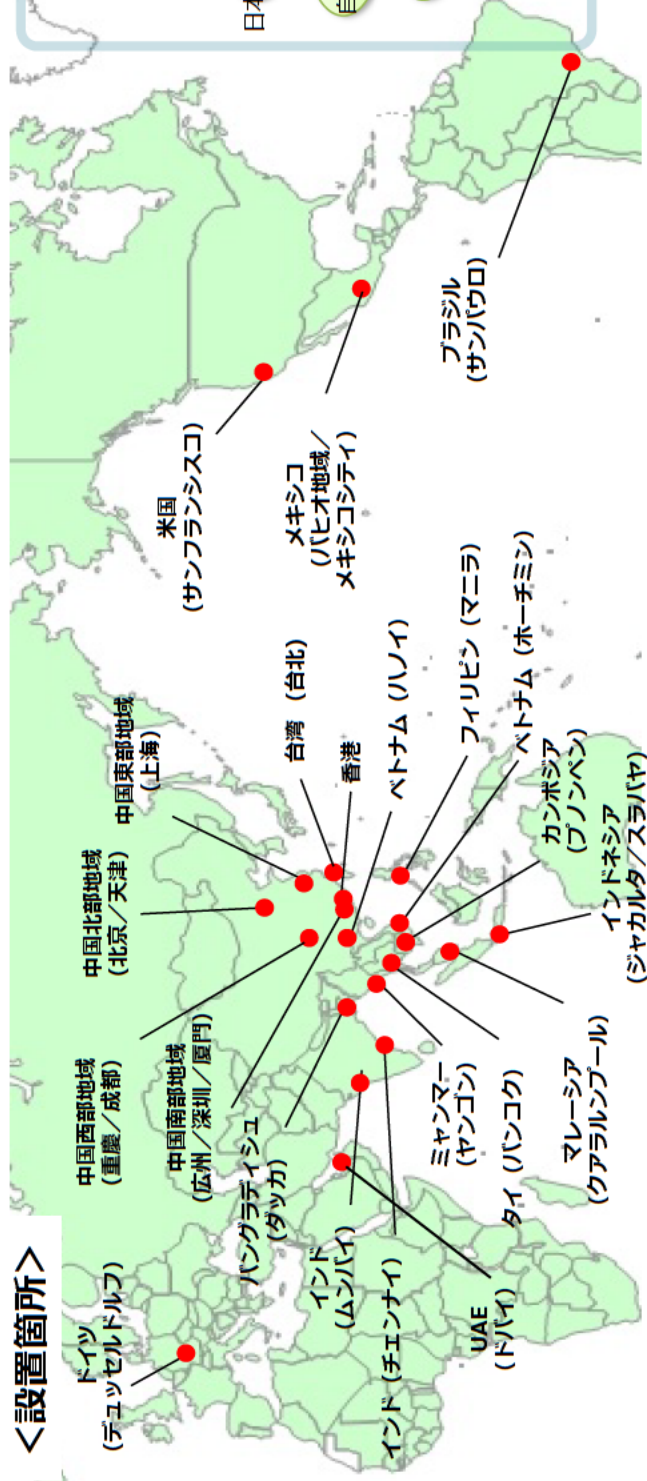
以下に関する①現地での面談、②Eメール・電話等による相談、③その他（アポイント取得等）に対応いたします。

○輸出・投資等に関する各種相談・質問

○マッチング支援（現地パートナー候補等の紹介、取次ぎ、アポイント取得、面談同席、面談後のフォローアップ等）

○現地関係機関・各種専門家等の紹介・取次ぎ（現地政府機関・在外公館・現地日本政府機関等の公的機関、法律・会計事務所、人材リクルーティング会社、必要に応じて協力機関や専門家等）

＜設置箇所＞



参考資料③

- ・国際経済ルールを利用した企業戦略の必要性とその例

● 現在のグローバル化したビジネス環境の中では、国際ルールを駆使して、自己に有利な事業環境を積極的に形成しようとする競争の重要性が大きくなっており、企業の法務機能の中でも重要性が高まっている。

● 具体的な例としては、関税ルールを踏まえた製品開発・立地・部品調達計画の立案が考えられる。

例1 関税ルールを踏まえた製品開発・立地・部品調達計画

- WTO/EPAにおける関税譲許・WCO(HS)における関税分類ルールに基づく新製品の適切な関税取扱いの確定と工場立地（輸出国）の選定。
- WTO/WCO/EPAにおける原産地規則とその動向を踏まえ、部品調達計画の策定・実行。
- 約束・ルール通りに実施されない場合にビジネス環境整備・WTOの紛争解決手続（DS）その他の手続を通じての問題提起を政府に要請する。

（政府から問題提起をした例） デジタル複合機のケースー関税分類ルールの利用

<争点> HS1996の下で、デジタル複合機はコンピュータの入出力装置(8471.60ー情報通信機器：無税)か、アナログコピー機(9009.12ー有税)か。

・ ITA合意 (WTO) においてコンピュータ関連製品は無税品目に。

・ WCO/HS委員会において、有税品目としたいEUと争い、最終的には引き分け。▶世界中で有税品目として扱われることを阻止。相当数の国で無税/低税率となる。

・ WTO/DS手続において、EUの関税譲許の解釈を争い、9009.12には分類できないとのパネル判断を得た。▶EUにおいても（6%▶）無税扱いとなる。年間**100億円超**の関税額減少。

- その他の具体的な例として、**不合理な貿易救済措置や国内規制措置への対抗**が考えられる。

例2 不合理な貿易救済措置（主にアンチ・ダンピング（AD））への対抗

- 不合理な貿易救済措置の対象となることを避けるため、AD協定3条とその先例（※）を踏まえ、輸出先の国産品との直接競争関係のないモデルを中心に輸出品を選定する。
- 仮にAD調査の対象となってしまう場合、上記先例等を踏まえた個別調査対応（+政府に意見書提出要請）→主張が容れられない場合はDS要請検討

（※）先例では、AD措置の発動要件であるダンピング輸出による国内産業への損害分析の際には、輸入品と国際品のモデル構成の違いを踏まえ、競争・代替関係を考慮した損害分析を行うことが要求する判断が示されている。

（例）2012年11月に課税された、中国による日本製高性能ステンレス継目無鋼管へのAD措置について、DSにおいて中国の措置のWTO協定違反が認められ、2016年8月に措置が撤廃された。

例3 不合理な国内規制措置への対抗

- パブリックコメント制度（TBT協定2.9.1条準拠）によって情報入手
- TBT協定2.1条、2.2条とその先例（※）を根拠として措置国政府に対して措置の改善を要請
- TBT委員会（TBT協定13条）における問題提起を日本政府に要請
→問題が解決しない場合はDS要請検討

（※）基準・認証に関する規制について、国内品と輸入品を同等に扱うことを義務付けている（2.1条）。また、これらの規制が正当な目的達成のために必要以上に貿易制限的であってはならないとする（2.2条）。

（例）チュニアのタイヤ輸入規制につき、TBT委員会で問題提起し、2015年末頃規制が撤廃され

- その他、自己に有利な事業環境を整備するため、自国政府を巻き込んで戦略的にルールを形成していくことが考えられる。

例4 戦略的なルール形成～例：デュポン社とフロン規制

- 環境保護への関心の高まりに対応しての代替製品・技術開発
 - フロンの特許を有していたデュポン社は、当初はフロン規制の導入に反対していたが、フロン規制の動きが活発になると方針を転換し、代替フロンの開発を加速。
- 従来製品・技術を禁止・制限する国際ルール（モントリオール議定書）の提唱
 - 代替フロンの開発の目的が立った段階で、環境NGOとデュポン社が協同して米国政府にフロン規制の導入を働きかけた結果、米国政府はモントリオール議定書の合意に向けて積極的に交渉を進め、モントリオール議定書が採択され、フロン規制の合意がなされた。

※モントリオール議定書：オゾン層を破壊するおそれのある物質を特定し、該当する物質の生産、消費及び貿易を規制することをねらいとしている。1987年に採択され、1989年に発効した。

- 結果としてデュポン社は、戦略的に代替フロンビジネスで大きな利益を得た
- ⇒ 国際ルールを理解しつつ世界の潮流を読み、場合によっては自国政府を巻き込みながら戦略的な法務を行っていくことが重要

御清聴ありがとうございます。

御不明な点やご意見などあれば、遠慮無くご連絡ください。

問い合わせ先：

経済産業省競争環境整備室

TEL：03-3501-1550

参考URL

http://www.meti.go.jp/policy/kyoso_seisaku/

中小企業の海外事業展開支援に関する研修会

1. 趣旨

近年、中小企業の外国企業との国際取引や直接・間接的な海外進出などの「海外展開業務」に対する法的支援ニーズは全国各地に数多く潜在しているとみられる。

こうした潜在的ニーズを掘り起こすには会内での研修機会の充実化と、そこに会員を誘導するための啓蒙啓発が必要であり、その第一歩として、どのようにして関心をもつ会員を見出し、涉外業務に対する不安や懸念、苦手意識や抵抗感などのバリアを解消し、研修や勉強会にもらうようにするかが課題である。

特に、そもそも国際的業務そのもの、あるいはそこに含まれる外国法、外国語、海外相手方、事業取引といった涉外的要素に対する不安感を持っている会員や、涉外的要素への抵抗感は薄いものの、典型的な紛争訴訟業務とは異なる契約作成や法的リスクへの助言といった涉外業務への抵抗感から、中小企業の海外展開支援法務に関心を持ってない会員が相当数あるものと推測される。

そこで、全国の高裁所在地会及びその他に中小企業海外展開への法務支援需要のある地域の単位会において、当該会及び近隣会の会員を対象に、中小企業の海外展開支援業務の実像を周知し、涉外的要素に対する不安感を払拭し、また、契約法務や助言業務における『実際の仕事の流れ』を知って具体的なイメージをつかんでもらうためのセミナーを開催することとした。

2. 内容

① **導入／中小企業涉外法務の実像紹介**： まず、典型的な支援業務（契約の作成、海外トラブルなどの相談対応）の実例をとりあげながら、一体どのような業務なのかを簡潔に紹介する。

② **核心／心理的ハードルの解消に向けた実情説明**： 外国法（知識は必要か、どのように情報を得るか、実務で分からないときどのように対処するか）、外国語力（どの程度必要か、どのように学ぶのか、外国語文章作成にどのように取り組んだらよいのか）、外国弁護士（どのような場合に何を頼むのか、どのようにして信頼できる人を外国で見つければ良いのか）、涉外業務の中身（紛争や訴訟でないのに弁護士として何をすればよいのか、企業ビジネスの実務をどのようにして学ばばよいのか、どのように受任して報酬をもらえばよいのか）、弁護士が涉外業務をすることの趣旨理由（なぜ紛争性もないのに弁護士が取り組むべきなのか）など、「よくある疑問や不安への回答」という形で具体的に答えてゆく。

③ **まとめ／中小企業涉外法務の必要性と将来性についての啓発**： アウトバウンド拡大が避けられない日本の実情、そこで地場の中小企業の国際化を支援することの公益的意義、インバウンドへの国内企業対応を含めたときの成長性と将来性、弁護士にとってパイの取り合いではなくパイの拡大であること、地域の自治体・公的団体・隣接士業との連携や海外の同業者との交流、そこから得られる成果と充実感など、できるだけ実例や実績を具体的に紹介する。

3. 目的

このセミナーによって、日弁連のeラーニング研修や各单位会の勉強会への参加意欲を高め、具体的には、1回の開催ごとに、最低でも数名、できれば十数名かそれ以上の研修参加希望者をもたらすことを目標とする。

その上で、実際の研修参加を経て、経験ある弁護士と組んでの実務経験等を積んでもらうことにより、対応可能な弁護士のすそ野を広げ、海外展開に取り組みながら弁護士にリーチしていない中小企業の潜在的ニーズを掘り起こし、そのニーズに応える支援確保・業務拡大を実現する、ということを経極の目標とする。

以上

中小企業の海外展開業務の法的支援に関するワーキンググループ
 弁護士向けスタートアップ研修会実績

	開催場所(日程)	主催	共催	内容
1	沖縄県(2017/4/7)	日本弁護士連合会 沖縄弁護士会	なし	・中小企業向け渉外法務の基礎研修「やってみよう! 中小企業の海外展開支援～弁護士にできること～」 ・全国の活動状況説明「中小企業の海外展開支援 弁護士に、弁護士会に何ができるか」
2	宮城県(2017/5/12)	日本弁護士連合会 仙台弁護士会	東北弁護士会連合会	・基礎研修「やってみよう! 中小企業の海外展開支援」 ・全国の活動状況説明「中小企業の海外展開支援 弁護士に、弁護士会に何ができるか」
3	広島県(2017/6/9)	日本弁護士連合会 広島弁護士会	中国地方弁護士会連合会	・基礎研修「弁護士にできる渉外業務」 ・全国の活動状況説明「中小企業の海外展開支援 弁護士に、弁護士会に何ができるか」
4	北海道(2017/7/14)	日本弁護士連合会 札幌弁護士会 函館弁護士会 旭川弁護士会 釧路弁護士会	北海道弁護士会連合会	・基調講演「地方都市における中小企業の海外展開業務の法的支援」 ・ワークショップ
5	新潟県(2017/8/4)	日本弁護士連合会 新潟県弁護士会	なし	・中小企業渉外法務の実像紹介 ・心理的ハードルの解消に向けた実情説明 ・中小企業渉外法務の必要性と将来性についての啓発
6	香川県(2017/10/20)	日本弁護士連合会 香川県弁護士会	四国弁護士会連合会	・基礎研修 弁護士にできること ・全国の活動状況説明 弁護士会にできること
7	栃木県(2017/11/10)	日本弁護士連合会 栃木県弁護士会	関東弁護士会連合会	・基礎研修 弁護士にできること ・全国の活動状況説明 弁護士会にできること
8	福岡県(2018/1/13)	日本弁護士連合会 福岡県弁護士会 (午前)	九州弁護士会連合会	・第1部: 中小企業の海外事業展開支援に関する研修会 (1) 基礎研修 (2) 講演 ・第2部: 国際仲裁セミナー
9	兵庫県(2018/2/20)	日本弁護士連合会 兵庫県弁護士会	近畿弁護士会連合会	・基礎研修 ・全国の活動状況説明
10	三重県(2018/5/11)	日本弁護士連合会 三重弁護士会	中部弁護士会連合会	・三重県における中小企業の海外支援状況, 法的ニーズについて ・基礎研修 ・全国の活動状況説明